

平成 30 年

# 三重県議会定例会会議録

( 3 月 7 日 )  
( 第 7 号 )

第 7 号  
3 月 7 日



平成30年

# 三重県議会定例会会議録

## 第7号

○平成30年3月7日（水曜日）

---

### 議事日程（第7号）

平成30年3月7日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第2 議案第81号から議案第118号まで並びに議提議案第1号  
〔質疑、委員会付託〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第81号から議案第118号まで並びに議提議案第1号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	48名		
1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚
8	番	野村	保夫

9	番	下	野	幸	助
10	番	田	中	智	也
11	番	藤	根	正	典
12	番	小	島	智	子
13	番	彦	坂	公	之
14	番	濱	井	初	男
15	番	吉	川		新
16	番	木	津	直	樹
17	番	田	中	祐	治
18	番	野	口		正
19	番	石	田	成	生
20	番	大	久保	孝	栄
21	番	東			豊
22	番	山	内	道	明
23	番	津	村		衛
24	番	杉	本	熊	野
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
28	番	村	林		聡
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
31	番	津	田	健	児
32	番	中	嶋	年	規
33	番	奥	野	英	介
34	番	今	井	智	広
35	番	長	田	隆	尚
36	番	館		直	人
37	番	日	沖	正	信

38	番	前 田	剛 志
39	番	舟 橋	裕 幸
40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(27	番	欠	員)
(42	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田	圭 司
書 記 (事務局次長)	岩 崎	浩 也
書 記 (議事課長)	榎 屋	眞
書 記 (企画法務課長)	稲 垣	雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課主幹)	川 北	裕 美
書 記 (議事課主幹)	黒 川	恭 子

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	渡 邊	信一郎
副 知 事	稲 垣	清 文

危機管理統括監	服 部	浩
防災対策部長	福 井	敏 人
戦略企画部長	西 城	昭 二
総 務 部 長	嶋 田	宜 浩
健康福祉部長	田 中	功
環境生活部長	井戸畑	真 之
地域連携部長	鈴 木	伸 幸
農林水産部長	岡 村	昌 和
雇用経済部長	村 上	亘
県土整備部長	水 谷	優 兆
健康福祉部医療対策局長	松 田	克 己
健康福祉部子ども・家庭局長	福 永	和 伸
環境生活部廃棄物対策局長	中 川	和 也
地域連携部スポーツ推進局長	村 木	輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤	久美子
雇用経済部観光局長	河 口	瑞 子
企 業 庁 長	山 神	秀 次
病院事業庁長	長谷川	耕 一
会計管理者兼出納局長	城 本	曉
教 育 長	廣 田	恵 子
公安委員会委員長	川 端	郁 子
警 察 本 部 長	難 波	健 太
代表監査委員	山 口	和 夫
監査委員事務局長	水 島	徹

人事委員会委員長  
人事委員会事務局長

竹 川 博 子  
山 口 武 美

選挙管理委員会委員

野 田 恵 子

労働委員会事務局長

永 田 慎 吾

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（舟橋裕幸） ただいまから本日の会議を開きます。

## 質 問

○議長（舟橋裕幸） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。15番 吉川 新議員。

〔15番 吉川 新議員登壇・拍手〕

○15番（吉川 新） 新政みえ、度会郡選出の吉川新でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

2期6年間、毎年6月に質問させていただいておりましたが、ちょっと病気をいたしまして、皆様に御迷惑や御心配をおかけいたしまして、1年9カ月ぶりの登壇となります。どきどきしておりますが、よろしくお願い申し上げます。

本日は、主に長期低落傾向にございます1次産業を主に質問をさせていただきます。

まずは、林業関連の質問でございます。

日本は森林大国、国土の3分の2が森林で占められ、森林率で世界3位、三重県の森林率は64%、全国平均並みと言えるでしょう。

ところが、世界第3位の森林王国日本でも、その木材需要の70%を海外に依存しております。戦後、復興需要等で木材が不足し、昭和39年の木材完全自由化に踏み切りました。その後の高度経済成長期を経て輸入量は増え、国産材の比率は平成12年には戦後最低の18.2%にまで落ち込みました。

こうした林業の衰退を受け、2009年森林・林業再生プランが示され、10年後、自給率50%を掲げ、その後の自給率は30%台までの回復をいたしました。最近はとどまっております。50%の目標達成はおぼつかないかなと思っております。

木材価格につきましても、昭和55年ごろから比較して、6分の1ないし4分の1程度に下落をしております。

需要量にしまして、昭和45年ごろ1億立方メートルありましたが徐々に減少し、平成37年の見通しとして、8000万立方メートルに置いておる状況でございます。2割過去から減っておるわけでございます。

そこでお伺いします。木材価格も低迷、輸入も思ったより少なくなっております。国内の生産コストが高い、人口減少や高齢化で住宅などの木材使用量も減少すると、そういった中で林業や森林運営の姿を長期的にどのようなお考えでしょうか。お伺いいたします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、長期的な視点からの林業や森林経営についてということで御答弁申し上げます。

県では、三重の森林づくり条例におきまして、百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりを掲げまして、それを具体化するための中長期的な計画として、三重の森林づくり基本計画を定めております。

現在、この計画に基づきまして、林業の持続的な発展に向けて、森林施業の集約化でありますとか原木の低コスト生産体制整備、また木材の流通・加工・供給体制の整備、木造住宅の建築や公共施設等の木材利用、そして木質バイオマスの有効利用などを進めているところでございます。

しかしながら現状は、御紹介もありましたが、長引く木材価格の低迷など



により、森林所有者の経営意欲は低下しており、県内の林業生産活動は停滞しております。特に、新設の住宅着工戸数に大幅な増加が見込めない中、杉、ヒノキなど建築用材を中心としたA材の需要は減少しているというところでございます。

一方、県内では複数の木質バイオマス発電所が稼働しており、また、平成30年4月には多気町におきまして、紀伊半島で初となります大型合板工場が操業を開始し、B材、C材の需要が拡大するなど、木材需要は大きく変容しつつあるというふうな状況でございます。

このため、県では、こうした課題や情勢の変化等を踏まえまして、現行の基本計画の見直しを平成31年4月を目途に進めるとともに、林業・木材産業の成長産業化に向けまして、主伐及び低コスト造林の促進による素材生産量の増大、県産材の首都圏における販路拡大や、輸出による新たな販路開拓、また、みえ森林・林業アカデミーによります高度な技術やマネジメント力を持った人材の育成などに重点的に取り組むこととしておるところでございます。

今後とも、林業を取り巻く様々な課題に適確に対応しながら、地域の特色を生かした持続可能な三重の林業が県内各地で展開されるよう、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〔15番 吉川 新議員登壇〕

○15番（吉川 新） ありがとうございます。

冒頭にこの質問をいたしましたのは、今の林業政策、本当に正しいのかなと感じたからでございます。林野庁の森林・林業政策の現状と課題については、戦後植林しました木がもう樹齢が四、五十年たって、なかなか需要が少ないんで、これを有効利用することで活性化をしようと、今のお答えにあったそのとおりでございますが、年間に日本国内で木材が成長する成長量が8000万立方メートルあると言われております。

そして、毎年国内の木で消費するのが大体2500万立方メートルでございます。毎年の成長量の3分の1分しか使っていない、成長量の3分の2がどん

どん増えていくという状況なんで、今、御説明にあったような状態で需要を増やしたらをどうやるか、コストを安くしたらどうやるかという形で解決するかどうかちょっと心配でございました。

住宅の着工についても言及をしていただきました。これも2025年には62万戸ぐらいになるんじゃないかと。現在、90万戸を建築しておるんですが、そんなような状況でございますので、やっぱり杉、ヒノキを主体の林業政策というのは、ちょっと見直したほうがいいんじゃないかと、こういうふう考えたからでございます。主伐して、その後、やっぱり山が荒れるとあきませんから、植えかえをするわけです。多分、杉、ヒノキで植えかえ、そのコストも大変なんですけども、そういう考え方、6000万立方メートルほどどんどん成長するわけですから、ちょっと考えの変更があるんじゃないかなと考えたわけでございます。

多気郡に大台町というのがございまして、93%が森林という町でございますが、これはもう山抜きでは生活も語れないような状況で、林業の低迷というのはもう死活問題でございます。一生懸命もがいておみえです。

そこで、大台町の宮川森林組合は本当に広範な考え、長期的な考え、言葉は一緒なんですけど、長期的な山づくりをしようと思って、広葉樹の森づくりというのをやっております。鹿の食害を防除するのはどうやとか、J-VERといまして炭酸ガス固定で企業のほうから収入を上げようとか、今ではクロモジとかヒノキの香水ですね。アロマというのですか、それを抽出して都会に商品を開発して売るといような話とか、その香料でチョコレートに混ぜて、バレンタインに売り出すとか、いろんなチャレンジをしておみえです。

チーズを桜の木のチップで薫製にして、それを売り出す、これが好評です。

そんな話を聞きつけて、尾鷲の漁業関係者が養殖のマグロの心臓を薫製してくれと、こういうようなお話があったり、何か新しい努力をすると、関連してまた仕事がひっついてくる、そのようなことでその山の木はよその山から持ってくるんじゃないなくて、遺伝子の保存も含めて、その山での遺伝子を

守らなあかんという発想で、その大台山系のドングリ、木の実で苗づくりをして、その苗を鉄塔の跡だとかに植林をすると、その苗づくりでまたお金をもうけます。都合の悪い苗は、盆栽にして東京で売り出すんです。本当にちまちましたお金かもわかりませんが、非常に都会の人には受けておまして、今年はやっと年間、そんなようなチーズつくったり、心臓の薫製やとか、そんな話で700万円を超える収益を上げたようでございます。そんなことで、じわじわと手応えのある展開をしておみえです。

また、大台地区は民間でDMOを頑張ってみえる人もあります。そういう風潮の中で、林道も川もそして林業そのものがお金になる、インバウンドも手応えがあるということで取り組むと、こういうふうなことを言っておみえでした。そういった意味で若い人の移住も入ってこられるようでございます。杉、ヒノキ一辺倒の林業政策から一歩踏み出した試みだと思いますが、このような大台町の試みに対して、県の林業政策としてどのようにお感じか、御所見をお願い申し上げます。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 大台町が進める広葉樹を活用した取組についてということで御答弁を申し上げます。

三重県は、民有林約35万ヘクタールのうち、63%に当たります約22万ヘクタールが主に杉、ヒノキの人工林で、全国平均の46%と比べても高い人工林率というふうになっております。

こうした中、大台町は杉、ヒノキ以外の樹種約500種類が自生する非常に自然豊かな地域ということで、ユネスコエコパークにも登録されておりますし、先ほど御紹介もありましたが、地域の広葉樹を活用したアロマオイルでありますとか薫製用チップなど、様々な商品開発を進めているというふう聞いております。

また、森林のCO<sub>2</sub>吸収量の販売収益をもとにいたしました森林整備でありますとか地域活性化の取組支援を行っているほか、未利用間伐材等を森林所有者が木の駅というふうと呼ぶ集積場に出荷いたしまして、地域通貨など

に交換する木の駅プロジェクトにも、早くから取り組んでいるというふうなことでございます。

これまで、県では主として人工林の杉、ヒノキを対象として、林業政策に取り組んでまいりましたが、先ほど述べましたとおり、杉、ヒノキの価格の低迷、またニホンジカの食害などによりまして森林所有者の経営意欲は低下しており、大台町の広葉樹を活用した取組のような新たな視点による多様な林業の必要性も認識をしておるところでございます。

実際に、全国におきましても、例えば重要文化財の修復等に使用される国産漆の復活に向けた取組でありますとか、あるいはこれまでチップにされていた規格外の広葉樹を家具や玩具等へ活用する取組などが始まっているところでございます。

県といたしましては、人工林の大半を占めます杉、ヒノキを主体とする林業、木材産業を、持続性や採算性のある成長産業としていくことはもちろんですけれども、それだけに偏るのではなく、広葉樹の活用や木の駅プロジェクトなど、地域住民が主体となった取組と合わせまして林業を活性化していきたいというふうに考えております。

県の森林・林業施策の中長期的な方針等を示します三重の森林づくり基本計画の改定におきましても、このような視点も踏まえた上で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

〔15番 吉川 新議員登壇〕

○15番（吉川 新） ありがとうございます。

本当に行き詰まっておる状況ですんで、新しいことにちゅうちょせずに大胆に取り組んでいただきたいと思います。

こういった中、林業の担い手も含めて山が荒れております。最近、所有者不明の土地、これが社会問題になると、こういうような形でございまして、そういったことで、これは平成29年定例会でも取り上げられましたわけですが、そういった状況を受けて林地についても、これは大変なことだということで、平成23年、28年と森林法の改正により森林所有者や林地の境

界に関する情報を一元的にまとめた林地台帳を整備し、所有者を把握し一元化する仕組みを創設いたしました。

これを市町の仕事としてやっていこうと、こういうような話なんですが、林野庁は説明資料で県が助けてやってくださいと、こういうふうに表明しておるんですが、もう土地の境界とか、これは地籍調査でも明らかなように、大変時間のかかる大きな作業だと思っております。この状況で県に助けてやってと、こういう話でございますが、現在のこの作業の進捗がどうなっておるのか、そして県の関与あるいは県のリーダーシップをどのようにしていくのか、お答えいただきたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 市町が実施いたします林地台帳の整備ということでございます。

林地台帳は、間伐や造林などの施業を効率的に進めるため、市町村が森林所有者情報を一元的に整備いたしまして管理するとともに、その情報を林業事業体等に提供することを目的として、森林法に基づき制度化されました。この森林台帳は、平成31年4月までに作成し公表を行うというふうになっておりまして、現在市町におきまして整備が進められているというふうなところでございます。

この林地台帳では、都道府県が定める地域森林計画の対象森林につきまして、一筆ごとに所有者情報等を市町村が整備することとされておりまして、林地台帳や附属する地図の作成には、都道府県が保有する森林簿でありますとか森林計画図等の活用が見込まれております。

このため、県では登記簿や公図、また森林簿等の電子データをもとに林地台帳の原案等を作成いたしまして、昨年度末までに県内市町に提供するなどの支援を行っているというところでございます。

また県では、平成29年4月にクラウド型の森林GISというものを導入しておりまして、今後は森林GISを活用いたしまして、森林資源に関する最新の情報を市町に提供していきたいというふうに考えております。

また、境界確定に資する測量、調査が進んでいない地域におきましては、現時点で把握できている公図等の情報を活用して林地台帳の整備を行うこととなっており、台帳の精度は必ずしも高いものとはなっていない場合もございます。

このため、森林の土地の所有者の届出の情報でありますとか、森林境界の明確化などが実施された場合には、確実に林地台帳を更新し、精度を高めていくことが重要というふうになっております。

今後は、平成30年度末までに、整備が必要な全ての市町において林地台帳が作成されるよう、市町からの相談等に対応いたしまして、情報提供等の支援を行うとともに、制度の円滑な運用と有効な活用ができるよう、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔15番 吉川 新議員登壇〕

○15番（吉川 新） ありがとうございます。

本当にややこしい問題を一步踏み出して頑張っていただけるということで、頑張っていただきたいと思います。ありがとうございます。

本当に時間が足りないですね。こういった中で林業を取り巻く環境、非常に前向きな方向で出てまいったんですが、そういう状況の中で県ではみえ森林・林業アカデミーが、この秋、プレ開講されるということでございます。オール県庁で全部の面積かけて林野庁の勉強の機会も兼ねて、それから他府県の林業大学校も兼ねて、それでみえ森林・林業アカデミーで新しい人材を育てていこうと、こういう話でございますが、本当に講習も含めて立派な主人公がいっぱいある、その教える側にね。そやもんで、責任の所在がどうなんかなとか、イニシアチブをどこがとるんかなと、そんな意味で不安なんですけど、この点でどういう学校運営で、人材はやっぱり技術者というか、熟練作業者とかマネージャーとか、そういう立派な方を育てるといのはよくわかるんですけども、教える体制が夢のような形やけど、アカデミーの主体性というのがちょっと見えにくいような気がするんで、その辺、教えてください。

い。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、みえ森林・林業アカデミーの講師でありますとか運営体制等につきまして御答弁申し上げます。

みえ森林・林業アカデミーは平成30年10月にプレ開講、平成31年4月に本格開講をするということとしておりまして、主に林業現場の既就業者を対象といたしまして、新たな視点や多様な経営感覚を持つ人材の育成を目的としております。

まず運営体制のほうでございますけれども、林業研究所を拠点といたしまして、学長、こちらのほうは外部有識者を考えておりますが、その下に副学長、こちらのほうは県職員を考えておりますが、その学長、副学長のもと、事務局を置きまして、地域を担う高度な林業人材を将来にわたって継続的に育成していきたいと考えております。

また、みえ森林・林業アカデミーの趣旨に賛同する林業関係団体や事業体、企業、高等教育機関、市町等で構成する産学官連携組織を設立いたしまして、集合研修への人的な協力でありますとか既存の研修との連携、実習フィールドの提供など、オール三重で講義、実習等が実施できる体制を構築していきたいというふうに考えております。

また、こちらのみえ森林・林業アカデミーは三つのコースを考えておりまして、一つは経営者層を育成するディレクターコース、もう一つが中間的な管理者層を育成いたしますマネージャーコース、それと現場技術者層を育成いたしますプレーヤーコースというふうにコースを設定することを考えておりますが、講師につきましては、例えばそれぞれのコースごとに招聘をいたしたいというふうに考えておりまして、集合研修の際には講義内容に応じまして、先進的な林業経営者やビジネスの最前線で活躍する経営者の方、また最先端の研究を行う大学教官、民間コンサルタントなど、各分野の第一線で活躍する講師をその都度お招きすることを考えております。働きながら学ぶシステムの採用によって集合研修の日数が少なくなることから、講座ごとに

最適な外部講師を選定いたしまして、毎回、充実した講義を実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔15番 吉川 新議員登壇〕

○15番（吉川 新） ありがとうございます。

現在は林業に携わっておみえでないクリエイターとかデザイナーを林業の世界に入れるとか、若い人が魅力を感じるような、そんな学校にしていきたいと思います。ありがとうございました。

続いて、農業関連の質問に入らせてもらいますが、パネルはやめます。時間がありません。

三重県の農業は、水田農業が主であるのかなと、こういうふうに思っております。

（パネルを示す）これは米、年間一人当たりの消費量の推移でございます。

それから、米の需要量の推移でございます。両方ともどんどん経年的に減っております。昭和37年に年間118キログラム、御飯を食べておったのが平成28年には54キログラム、もう半分以下という状況です。

三重県の農業が米のウエートが高いのかなと、こう思っております、こういう状況でもうかる農業が米に依存しとると、果たして達成できるのかなというふうに心配もしております。

それから、荒廃農地がどんどん増えております。そういった中で、農地の中間管理機構も管理の事業も進められておるんですが、そして中間管理を通じて担い手とのジョイントとかいう努力をしておみえなんです、後継者不足、コメ消費減少、価格低迷、資材価格等の上昇にあって、米を軸とする三重県農政をどのように展望していくのか、お伺いしたい。

また、農地中間管理事業において、担い手農家数3000経営体、担い手への農地集積を70%というふうに目標を設定しておりますが、この進捗と達成見込み、現在に至るまでの担い手、あるいは管理団体の年齢構成や気になる問題点等をお教えてください。



〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、米を中心といたしました三重県農政の展望と、あわせて農地中間管理事業につきまして御答弁申し上げます。

本県は、西日本一のコシヒカリの産地として知られておりまして、先日、発表されました平成29年産の米食味ランキングにおきましても、伊賀米のコシヒカリが最高評価の特Aを獲得するなど、高品質な米の生産が行われております。

また、その流通についても、県内を中心といたしまして、関西圏や中京圏で販売され、消費者から評価されているというところでございます。

こうした中、国内における米の需要量が毎年8万トンずつ減少しているということに加えまして、国の米政策の見直しに伴い平成30年産米から、行政による生産数量目標の配分が廃止されたことなどによりまして、米の産地間競争が今後さらに激しさを増していくというふうに考えております。

県では、こうした状況に的確に対応していくために、ブロックローテーションを柱といたしました水田の有効活用や、麦、大豆の収量向上対策など、これまでの取組に加えまして、中食、外食など需要が拡大している業務用途向けに、より収穫の多い米品種の作付け拡大でありますとか、本年度に整備いたしました世代促進温室を活用した、病害虫に強く、収量が多い、新たな米品種の開発に取り組んでおります。

また、高い食味基準等に基づき品質を厳選する、プレミアムな結びの神を活用いたしました、首都圏のラグジュアリーホテルやレストランにおける県産米の販促活動や、米の生産が少なく、県外からの移入に頼っております沖縄県における販路開拓などの取組を重点的に進めてまいりたいというふうに考えています。

こうした取組に加えまして、米を中心とする水田農業をさらに発展させていくためには、担い手となる農業経営体への農地の集積、集約化を進め、生産規模の拡大を通じて生産性の向上を図っていく必要があるというふうに考えております。

このため、県では農地集積の中心施策である農地中間管理事業などを推進しているところでありまして、平成29年度末における本県の農地集積については、面積で約2万1600ヘクタール、集積率では約36%となる見込みでございます。

これは、農地中間管理事業が始まった平成26年度当初の時点から、面積で約3600ヘクタール、集積率で約7%の増加となりまして、100ヘクタールを超える大規模な水田経営体の育成にもつながっているというところでございます。

また、担い手農家数につきましては、平成29年3月末時点で2165経営体というふうになっておりまして、近年はほぼ横ばい傾向で推移をしているというところでございます。

こうした状況の中、農地集積や担い手確保の課題といたしましては、まず地域における合意形成でありますとか、また分散状態にある農地の面的な集約化などを進めていく必要があるというふうに考えています。

また、御質問のありました農地集積の受け手となっている担い手の年齢構成につきましては、60歳以上が過半数を占めるというふうな状況がございますので、これを踏まえまして経営継承を円滑に推進していくための法人化の推進などにも取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

このため、県では、具体的な取組などを集落の単位で決めます人・農地プランの策定支援、また農業委員会に設置される農地利用最適化推進委員と連携いたしました、農地の出し手と受け手となる担い手のマッチングの強化、また担い手の法人化に向けた経営診断の実施や将来ビジョンの策定への支援などを進めているというところでございます。

今後も引き続き、関係機関と連携しながら、県産米の販路拡大や高品質化、収量向上等に向けた取組を進めまして、収入の向上を図るとともに、農地の集積、集約化による経営規模の拡大等を通じてコスト低減を図ることで、もうかる水田農業の実現につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔15番 吉川 新議員登壇〕

○15番（吉川 新） ありがとうございます。

パイが小さくなる中で、差別化するとか大規模化でコストを下げるとかという範囲でございますが、そんな努力を本当に続けていただきたいと思います。

と言いながらも、やっぱりもうかる農業まではいかんのかなと思ひまして、この間、スマート農業について御質問がありましたけども、私も、スマート農業に本当に期待をいたしております。今、テレビを見ておると、農機具の高度な発展に期待を持ちます。それから、自動運転もすごく期待を持ちます。それから、ドローンみたいな形で映像分析を含めて栽培方法の省力化、これにも物すごく期待を持っています。そういう分野ですので、やっぱり若い人が楽しんでやれる、初期投資はちょっとかかるんじゃないかなと思うんですが、そういうことで非常にスマート農業が日本の農業、もうかる農業のヒントなのか、また施設園芸とかの付加価値の高いものにもできると。それで、担い手も若い人が入ってくれば解決できる、そういうことで非常にわくわくしておるわけでございますが、北海道大学ではトラック4台が役割分担で同時に耕作を成功して、今年中には商品化すると、こういうような話もあったりしますので、こういったことで前にも伊賀の米やとかお茶の話でやりつつあるというお話がありました。これも含めてスマート農業に関する技術開発等、お教えいただければと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、スマート農業の取組について御答弁申し上げます。

スマート農業につきましては、国が策定いたしました農林水産業・地域の活力創造プランにおきまして、研究開発を推進していくことが位置づけられるなど、農業の省力・高品質生産を実現する新たな技術ということで期待をされております。

こうした中、現在、県では、農業のスマート化促進事業のリーディングブ

プロジェクトとして、伊賀米や伊勢茶におきましてはセンサーやICT等を活用しながら、熟練農業者の技術のマニュアル化を進めるほか、伊賀米におきましては、ドローンで撮影した画像による生育診断技術、また伊勢茶におきましては茶葉中の成分を調節する技術など、新たな技術の開発や実証に取り組んでいくということとしております。

さらにこのほか、国や他府県、大学、企業等と連携いたしまして、トマト、イチゴ、キュウリ、ナスにつきまして、スマートフォン等で撮影した画像からAIを用いて病害虫を診断するWEBアプリケーション・システムの開発にも取り組んでいるというところでございます。

また、全国の研究機関や民間企業等におきましても、様々なスマート技術の開発や実証に取り組まれておりまして、例えばGPSやカメラを搭載いたしまして、トラクターやコンバイン、田植機などの運転を自動化、無人化する技術といったようなものでありますとか、またセンサーを搭載いたしまして、肥料の使用量を自動調整する田植機や収穫物の重さや水分含量を自動計測するコンバイン、またドローンについては、ドローンとリモートセンシングや画像診断システムを組み合わせ、肥料や農薬をピンポイントで散布する技術、さらにはキャベツやホウレンソウなどの野菜の自動収穫ロボットや、草刈りを自動で行う除草ロボットなどロボットの技術、また重労働を軽減いたします農業用のパワーアシストスーツなどについて、研究や実証試験などが行われているというところでございます。

これら農業の新しい技術については、既に一部が実用化されておりますし、また機械メーカー等からの販売も始まっているところもございます。

このため、県では、新たに実施いたします農業のスマート化促進事業におきまして、農業関係団体や農機メーカーなどの民間企業、また大学や研究機関の参画も得ながら、研修会の開催や技術の実演などを通じまして、県内におけるスマート農業への取組機運の醸成や技術導入の促進などに取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔15番 吉川 新議員登壇〕

○15番（吉川 新） ありがとうございます。

もう本当に農業の活性化にはスマート化というのが本当に欠かせない要素だと思いますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

次、水産業のテーマに移らせていただきます。水産業につきましても人口減少、高齢化の波が押し寄せて、金額、水揚げ量ともに減少の一途をたどっております。

まずもって、もうかる水産業を標榜し、どのような政策、施策で水産業の活性化に臨まれるのかお伺いいたします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、もうかる水産業の実現に向けての取組ということで御答弁申し上げます。

我が国の水産業を取り巻く状況は、漁業就業者の減少や高齢化、漁場環境の悪化や資源量の減少、消費者の魚離れなど厳しい状況にあります。

こうした中、将来にわたり水産物を供給し、地域を支える水産業を実現するためには、漁業が継続的に行われることが必要であり、また所得の向上を図ることで、もうかる水産業につなげることが重要というふうに考えております。

このため、県では、平成24年に策定されました三重県水産業・漁村振興指針について、平成28年3月に、みえ県民ビジョン・第二次行動計画との整合を図りながら見直しを行いまして、県内関係者が水産物を安定的に供給する活力ある水産業・漁村を実現するためのガイドラインというふうにいたしました。

平成28年度からは、これらを計画的かつ着実に進めるため、四つの施策について目標を定めまして、漁業者、漁協等水産関係団体、市町等と連携いたしまして取り組んでおります。

具体的には、1点目が高い付加価値を生み出す水産業の確立ということでございまして、その中では伊勢マダイなど水産物ブランドの取組や、共同化

等による養殖経営強化の取組など、また2点目が水産業の担い手の確保・育成ということで、漁師塾の拡大や漁業インターンシップの実施など、また3点目が資源管理・漁場環境保全等の推進といたしまして、漁業者による資源管理の実践や、アサリ資源回復のための干潟造成や稚貝の移殖放流など、そして4点目が水産基盤の整備・保全ということで、漁港施設の耐震化や漁港BCP、事業継続計画でございますが、これの策定などの取組を進めているというところでございます。

これら四つの施策について、関係者と連携して取り組むことで、引き続き水産業の活性化を図り、水産王国みえの復活を目指してまいりたいというふうに考えております。

〔15番 吉川 新議員登壇〕

○15番（吉川 新） ありがとうございます。

こうやって、正直言って水産業も例に漏れず衰退しておる産業でございます。漁民のために一生懸命研究という視点で支えてみえる水産研究所に行っていましたけれども、予算なんですけれども、この予算が経年的にどんどん減っておりますが、平成29年度は7000万円ぐらいだったんですけれども、そのうち、委託事業とか県単事業のウエートが物すごく低くて、3分の2は競争的にコンペとかで獲得できる予算なんです。

やっぱり衰退する水産業を盛り上げるのに、なかなか継続的とかいう予算が、研究テーマがない、競争で得られる不確実な予算というのはいかなものかなと、こう思っておりますので、予算の配分につきましても、先ほどの計画を遂行していく目的でよろしくお願いをいたします。もうたくさんのお研究もしております。

漁獲の生産性を上げるという意味で漁業環境が大事なかなと思っております。それで、漁業環境の改善というのは、炭酸ガスの対策とか多様な効用もございますので、干潟とか藻場の造成ということについては、本当に注力して漁業にも役に立つんだと、こういう形で力を入れていただきたいとお願いをして、この話を終わります。

もう一つ水産。それから、水産業でも水福連携というのをやっておみえです。林福、農福という形で、県が志摩市社会福祉協議会への委託での矢湾において平成27年度から実証試験を行おうとしておられたようで、そうやって水福は比較的新しい分野ですので、平成27年度からの成果と志摩市社会福祉協議会のかかわる結果を教えてください。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、水福連携取組と成果ということで、御答弁申し上げます。

水産分野におましては、平成25年度に志摩市社会福祉協議会が真珠養殖資材の作製に取り組んだことをきっかけといたしまして、福祉分野との連携が始まっており、これまで県内の福祉事業所、漁業関係者などを対象とした研修会の開催でありますとか、障がい者が実施可能な関連作業の掘り起こし等に取り組んでまいりました。

その結果、水福連携の取組は、平成29年度には八つの福祉事業所が、カキに付着したフジツボの除去、またアオサやテングサの異物除去など18の作業を漁業者等から受託するまでに広がっているところでございます。

御紹介のありました平成27年度からの取組でございますが、志摩市社会福祉協議会の取組ということで、平成27年度から福祉事業所等の漁業参入の可能性を検証する実証試験を県から志摩市社会福祉協議会に委託しました結果、志摩市社会福祉協議会のほうでは、カキ養殖業への参入が可能と判断いたしまして、平成28年12月に、合同会社志摩ふくし水産を設立いたしまして、鳥羽磯部漁協の組合員としてカキ養殖に参入いたしました。

平成30年2月には、今後、事業を拡大していくために、合同会社志摩ふくし水産にかわりまして、志摩市社会福祉協議会が組合員となって直接カキ養殖を行っていくこととしております。

また、今後は県におきましても、漁業者等から福祉事業所等へ委託される漁労関連作業等の拡大を図るほか、障がい者が海上作業を安全かつ効率的に実践できるまでの育成プログラムを開発いたしまして、障がい者の方の作業

のプロセスを標準化することで、水福連携の本格的な展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

このように、水福連携につきましては、障がい者の方が新たな担い手として生き生きと活躍できるよう、水産業で働く障がい者の方の定着、拡大に向けまして引き続き取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔15番 吉川 新議員登壇〕

○15番（吉川 新） ありがとうございます。

もう時間がなくなってまいりました。クラウドファンディング、この間の代表質問でもあったんですが、非常に財源を外部に求めるというのは本当に興味があるというか、大変期待をしております。

この間の総務部長の報告で1100万円ぐらい予算化されておるという話で、7事業ほど上げていただきました。そのうちの一つだけちょっと将来の医療保健部の骨髄バンクチラシ発行事業というのがあります。わずかな金額なんですけど、その進め方をちょっと御紹介、教えていただければと思います。

〔田中 功健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（田中 功） クラウドファンディングを活用して行います骨髄バンクに係る普及啓発を行う事業につきまして、事業の狙いと進め方についてお答え申し上げます。

クラウドファンディングは、特定のプロジェクトを実施するため、主としてインターネットを通じて不特定多数の人からの寄附を募る仕組みであることから、そのプロジェクトは、多くの人から共感、賛同を得るものであることが必要でございます。

骨髄バンクドナー登録者は、現在、全国で48万人を超えておりますが、登録者の年齢制限により毎年およそ2万人が卒業しております。このため、毎年、新たなドナー登録者を確保することが必要となっております。

骨髄バンクドナー登録への理解を深めるため、県では来年度、講演会等の開催を予定しております。この講演会やドナー登録会等におきまして、骨髄



バンクに関する正しい知識の普及啓発を図るため、骨髄バンク推進ボランティア団体勇気の会と協働し、当事者の声を掲載した新たな啓発チラシを作成し、配布をしていきたいと考えております。

骨髄バンクは、全国の多くの方々に支えられている制度でございまして、クラウドファンディングを活用することにより、広く事業を応援していただきたいと考えています。

なお、このクラウドファンディングの実施方法につきましては、県が直接寄附金を募集する直営型とクラウドファンディング事業者に委託し、事業者のホームページで間接的に寄附金を募集する委託型がありますけれども、この事業は直営型での実施を予定しているところでございます。

以上でございます。

〔15番 吉川 新議員登壇〕

○15番（吉川 新） ありがとうございます。満足させていただいたお答えでございます。

正直言って、このチラシをつくる過程でも趣旨に合いました広報とか知恵出しとか巻き込みが要るわけですが、そこら辺にやっぱりクラウドファンディング、人さまのお金をあてにするわけですが、その気持ちになっていただかないといけないんです。ですから、今回チラシをつくるのが目的でございますが、その先の趣旨の骨髄バンクの普及ということがありますので、その目的に沿った行為なら食欲にやっていただきたいなと思っております。

このクラウドファンディング、今は県の主催事業でございますが、去年の11月の新聞で名張のある女性が障がい者施設、農福連携の施設でクラウドファンディングを使って古い劣悪なトイレを新しくつくることに成功しました。井上さんという方なんですけども、本当に大変だったと、こういう報告を聞いております。苦労がね。

ところが、成果が非常に大きかった。その農業施設に対する理解度、それからサポーターが増えた、それから資金集めの過程で、その障がい者の皆さ

んが私達も頑張ったらできるんやと、こういう達成感の体験ができたし、やっぱり作業の困難さに対しまして、やっぱり私達、そんなことようせんわと、こういうような機運もあったんですが、やっぱり一枚岩になれたと、そういうような形で、これは民間と民間の話でございますが、彼女の頑張りでファンディングの合致した目的を達成されたんですが、やっぱり幸運といえますか、能力があったんだといえますか、それだけで片づけては、クラウドファンディングは普及しないんじゃないか。ですから、県庁の事業じゃなくても、そういうクラウドファンディングをやられる人にアドバイスをするとか仲介サイトを紹介してやるとか、こういうこつでまとめ上げたらうまくできるよとか、知識やネットワークを教えてあげる。県の事業じゃないけども、そういうような形でクラウドファンディングを持っていけたらいいなと思っております。農福やら水福やらをやっておみえの農林水産の課題には似合う仕事だと思いますので、そんなことをお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 44番 中森博文議員

〔44番 中森博文議員登壇・拍手〕

○44番（中森博文） おはようございます。自民党会派、名張市選出の中森博文でございます。議長のお許しをいただき、一般質問させていただきたいと思っております。

ただいまは最後、名張市のお話をいただきまして、本当にありがたいなと思えました。アグリー農園さんは本当に私の近所でございまして、非常に努力家でございます。農福連携もさることながら、本当に地域に根ざした取組をされていると。やはり地域と一緒にやって取り組むことがどんないい政策でも現実のものとして評価されるんじゃないかなと、このように改めて感じたところでございます。

さて、今回は2月22日でございまして、言うまでもなくニンニン忍者の日でございました。思い出していただければありがたいんですけども。

さて、今回は3月となりまして春が近いということでございますが、春を呼ぶと言えば、東大寺二月堂のお水取り行事が始まっておりますが、名張市では赤目一ノ井極楽寺でたいまつ調整をしまして、準備をしまして整ってきました。10日の日に調進のための安全祈願というんですが、成就祈願という式典がございまして、何と770回目を迎えるという記念すべき年になるわけでございます、知事にも御臨席いただければと、このようにもお願いするところでございます。

そういうことで、通告に従い質問をさせていただきたいと存じます。

今回は若者の声など、いろんな角度からの声をテーマにまとめさせていただいたところでございます。

昨年12月と今年の3月に放送しております、地元のケーブルテレビというんですか、アドバンスコープチャンネルというのがあるんですけども、それとFMなばり83.5というのがございまして、その番組は「知りたい！みんなの県政」という番組でございまして、今おりませんが、北川元県議やら木津県議も一緒に、こういうぐあいに月々交代してやろうということとしていくところでございます。

そういうことで若者の声、そこで聞いたわけでございます、その番組で地元の県立名張高等学校、また名張青峰高等学校の生徒から私どもに質問するという段取りでございまして、それに答えるということでございました。

基本的には、県議会議員の目指すところとか、いろんなところのいいところ、名張市のいいところとか、高校生に送りたいメッセージ、こういうのが大体第三者がつくる企画ですけども、今回直接ダイレクトでございましたので、何といきなり三重とこわか国体についての質問をいただいたわけでございます。

高校生にできることは何かないかなと、こんな話でしたけれども、当然運営のボランティアなど、もう今からでもできるよという回答をさせていただきました。また、新たにどんな競技が入るのかなということもございまして、私もちよっと調べたら、伊賀市で開催される公開競技、デモンストレー

ションというんですか、キンボールスポーツというのを紹介させていただきました。また、開催に当たっての最終目標、やれるんかなというような意気込みを高校生たちも期待をしているところをございまして、かたい話やと県民力を結集し、元気な三重の創造、人づくり、地域づくりにつなげると、こんなことが教科書なんですけど、実は高校生、そんなこと聞いてないんですね。やはり勝てるんかいなと、こんな話なんですわ。それと、とこまるについて関心あって、これはどうやって決めた、何やこれということだったので、これにはイセエビがいてとか、とこわかの説明もせんなんし、そんな話をしたんですわ。大体わかってくれました。

それと、やっぱり地元伊賀市会場やら名張市会場にどんなん来んのやなどって期待をしているところをございまして、堂々とホッケー来るぞ、ホッケーやるぞと、こんな感じで説明をさせていただき、高校生も期待に胸を膨らませているという状況でございます。

それで、先日2月26日の代表質問、前野議員が時間切れで残念ながら質問ができなかったので、引き継ぎさせていただきました。そこで、三重とこわか国体における天皇杯、皇后杯獲得に向けた競技力向上についてお伺いすることとしております。

昨年開催されました愛媛国体ですけれども、何と男女総合は残念ながら27位と、目標である10位台になかなか手が届かなかったということをございました。

また、地元の愛媛県におかれても天皇杯、皇后杯を逃すという状態です。

これは、私も天皇杯、皇后杯は当然のことと思ってたのは、やはりオリンピック、パラリンピックを控えている東京都は非常に力入れているんじゃないかな、環境が整っているんじゃないかなと、このように思います。

そこで、この三重県が目標としている天皇杯、皇后杯の獲得ということで、やはり危機感を持ってやらないと、これは目標達成できないんじゃないかなと、このように思っております。

そこで競技力向上、特に少年種別における優秀な指導者の養成及びアスリ

一トの県内定着に向けた取組について、知事の御所見をお伺いいたします。

また、名張市が会場となりますホッケー場の整備ですけれども、お金もかかりますので、改めてホッケー場の整備状況についてスポーツ推進局長からの御所見もお伺いします。

続けて、高校生は何とお金のこと質問するんですね。お金ですわ。

県議会議員はお金幾らもうてんのやとか、どんな使い方してんのかという質問でございまして、ちょっと戸惑いましたけれども、きちっと答えました。

それと、やはり伊勢志摩サミットの経済効果、さすがですね。本当に何か仕組んだんかというぐらい、1070億円ということでちょっと予習したもんで言わせてもらいまして、驚いておりました。

それから、税金が上がってくるのどうなるのとか、消費税まで私、せんなんことになりまして、やはり県議会議員としてもいろんな勉強しとかないといけないのかなと思っておりました。

それで、ちゃんと使われてんのかいな、どこかのマスコミみたいな話をしています、ちゃんと県議会議員は議会できちっと決算審査もやっていますし、監査委員会にも出しているし、また第三者にも見てもうてんねんと、説明させていただいたところでございます。

さらに高校生からは、地元の高校はどうなっちゃうのということで、まさに県立名張桔梗丘高等学校、県立名張西高等学校が閉校するというを高校生たちも思っておりまして、特に伊賀管内ですと、県立伊賀白鳳高等学校に新しく建築デザイン科ができるんかなと、こんな話、私も言うたもんで、本当にできるのということで、どんな魅力あんのかいな、名前かわっただけちゃうのと、こんな質問がありましたので、今日改めて質問、また放送で流していただければと思います。

もう一個は、かなり前から言うてます県立名張桔梗丘高校の跡地利用につきましては、これはもう名張市からの要望については、行政同士ですので、ここで議論するのは余りふさわしくないかなと思って、これはちゃんとやっていただけるものというふうにお問い合わせしておきたいと思います。高校生たち

から考えますと、ふだん名張市陸上競技協会とかそういう団体と一緒に、この高校のグラウンドを使っているんですね。使っているのに終わっちゃうと、4月からとまるのかいなということを心配しておりますので、グラウンドを使ったりすることも今後、どのような使用ができるのかなという心配でございました。

ここ、丁寧に説明していただきたいなと思います。御当局の御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） それでは、御質問いただいたもののうち、私のほうからは少年種別における優秀な指導者の養成及びアスリートの県内定着に向けた取組について答弁をいたします。

スポーツは、選手の活躍が人々に夢と感動を与え、社会に活力を生み出す世界共通の人類の文化です。平昌冬季オリンピックでの日本選手団の活躍を見て、改めてそのことを実感した方が多いことと思います。

そして、それを三重県に当てはめれば、今後開催されるインターハイや三重とこわか国体での三重県選手の活躍が多くの県民に夢や感動を届け、一体感を醸成し、地域の活性化につなげていくことができると私自身も確信しています。

私は就任以来変わらず、昨年の愛媛国体の後も含めて様々な競技スポーツの現場に出向き、数多くの選手や指導者と接する機会をもちました。

その中で一途に頑張る選手の姿や、厳しくも温かく情熱あふれる指導者の姿に感銘を受けるとともに、優れた選手は優れた指導者によって育てられること、指導者や指導体制の重要性を改めて実感しています。特にジュニア、少年選手においては、よき指導者との出会いがその後の選手人生を大きく左右するとも感じています。

また、優れた指導者は、現役アスリート時代の様々な経験や教訓、実績の積み重ねが生かされ、その指導力につながっていること、結果を残したアスリートであった方が後に優れた指導者として活躍されていると感じる機会も

多くあります。

こうしたことから平成30年度は、チームみえ・コーチアカデミーセンター事業を開始し、技術面だけでなく人間性も含めて真に一流の指導者の養成を進めます。

これら指導者のもと、可能性のあるジュニア・少年選手を確実に成長させ、三重とこわか国体での活躍とともに、その後も三重や日本の競技スポーツを担う人材を継続して育てていきたいと考えております。

最近よく使うんですけども、平昌冬季オリンピックで銅メダルを獲得したカーリング女子日本代表チームの吉田知那美選手が地元北海道北見市常呂町での帰国報告の際、この町には何もない、この町にいても絶対に夢はかなわないと思っていました。けど今は、この町にいなかったら夢はかなわなかったと思うと話したことに私は非常に感動しました。

チームみえ・コーチアカデミーセンター事業は、吉田選手の言葉のように、指導者にとっては、三重県にいながら一流の指導者を目指すことができ、選手にとっては、三重県で自分の夢がかなえられる、そんな事業にしていきたいと考えています。

また、県内に優れたアスリートを定着させることにより、三重とこわか国体で本県選手が活躍し、県民に夢と感動を与えるとともに、将来も優れた指導者等として長きにわたって三重のスポーツ推進を担っていただけるものと考えています。

こうした取組は、公益財団法人三重県体育協会や競技団体と緊密に連携しながら、県内企業等の協力を得て、オール三重で取組を進めてまいります。

平成30年度当初予算案では、競技力向上対策事業費として、前年比141%の3億4000万円を計上しています。この予算を有効に活用し、強化対策に着実に取り組むことで、3年後に迫った三重とこわか国体に向け、競技団体をはじめ多くの関係者とともにチームみえの力を結集し、天皇杯、皇后杯獲得を確実なものとしてまいります。議員からも御指摘のように、危機感を持って取り組んでまいりたいと思います。

また、今年の福井国体へは、日程調整の上、私も現地に赴き、チームみえの一員として、選手や監督の皆さんを直接激励したいと考えています。

〔村木輝行スポーツ地域連携部推進局長登壇〕

○**地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行）** 三重とこわか国体でのホッケー競技の会場の整備状況について御答弁を申し上げます。

三重とこわか国体におけるホッケー競技は、名張市で開催されるとしており、会場はホッケー競技が可能な人工芝を敷設しているメイハンフィールド（名張市民陸上競技場）を選定しているところでございます。

国体の施設基準におきましては、公益社団法人日本ホッケー協会の公認を得た人工芝コートが2面必要であるとされており、既に選定をしておりますメイハンフィールドにおいては1面の確保しかできないと、そういった状況でございますので、名張市におきましては不足する会場地の確保に向けた調整を進められた結果、市が所有する百合ヶ丘地区のグラウンドを新たな候補地とすることで、先日、中央競技団体の正規視察を終えたところでございます。

名張市では、国体開催を契機にホッケーのまち名張を推進していくための基本計画を策定しており、平成30年度当初にこの整備の設計に着手をし、年度内に整備が完了できるよう計画をされております。

県といたしましても、平成27年度に創設をいたしました市町競技施設整備費補助金により、名張市の整備を支援していくこととしておるところでございます。

今後も引き続き、三重県ホッケー協会や名張市と連携し、国体でのホッケー競技の開催はもとより、国体後も名張市にホッケー競技が根づくよう、開催準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○**教育長（廣田恵子）** 地元の県立高校のことについて2点御質問をいただきました。まず最初に、県立伊賀白鳳高等学校の建築デザイン科建築・インテリアコースについて、どのような魅力を持ったコースにしていくのかという



点についてでございます。

県立伊賀白鳳高等学校では、建築・土木の専門教育に係る地域等のニーズを踏まえ、平成31年4月に工芸デザイン科インテリアコースを、建築デザイン科建築・インテリアコース（仮称）に改編し、建築に関する専門的な学習ができるようにしました。

このコースでは、建築法規や建築物の構造や材料、工事などの学習を既存のインテリアの学習と合わせて行うことにより、設計や施工から内装デザインまで、幅広い知識や技術を習得します。

また、建築施工の授業には、測量や土工事、鉄筋コンクリート工事などが含まれていることから、土木分野の基礎的な内容についても学習します。資格取得については、建築の専門科目を履修することにより、二級建築士や二級建築施工管理技士の受験に必要な実務経験年数が短縮されることとなります。

技術指導については、建設業協会伊賀支部と連携し、測量士等を特別非常勤講師として招聘し、実務の指導を直接受けることや、インターンシップやデュアルシステムを実施し、学校では学ぶことができない技能技術を実地で学ぶことができるように検討をしています。

このコースで学んだ生徒が、将来、建築技能者として意欲的に活躍することや、より高い資格を取得して地域の建築、土木業界を担うことを期待しております。

なお、中学生や保護者に、学科・コースの内容や魅力、特色を具体的に伝えるために、平成30年度の早い段階で学校紹介リーフレットや掲示物を配布するなどして、計画的に周知も進めていきたいと考えております。

2点目の県立名張桔梗丘高等学校でのグラウンド開放についての御質問でございます。

三重県教育委員会では、県立学校の体育施設をスポーツ活動に親しむことができるよう県民の皆様には開放し、利用いただいております。

このうち伊賀地域では、県立名張桔梗丘高等学校をはじめ7校で体育施設

を御利用いただいております。

これまで県立名張桔梗丘高等学校では、夜間照明を使って市内の陸上クラブにグラウンドを利用いただくなど、体育施設の開放を行ってききましたが、この3月末をもって閉校となるため、2月以降は閉校に向けた校内の整理を行っており、一時的に利用を停止しております。

閉校後の県立名張桔梗丘高等学校は、近隣校の県立名張青峰高等学校が管理することとしています。

閉校後も、地域の皆様に気持ちよく御利用いただくためには、施設の利用についてのルールも必要と考えておりますので、取り扱い等の規定を整えた上で、できるだけ早い段階で県民の皆様に利用いただけるように努めていきたいと考えております。

[44番 中森博文議員登壇]

○44番（中森博文） ありがとうございます。高校生も喜んでおると思いますが。

高校が閉校になるというので、非常に寂しいというのが一般的でございます。私も同感なんですけれども、それぞれ高校で閉校式とか閉校パーティーがあったんです。OBの方々、たくさん来られまして、お話しする機会をいただきました。落語家の桂三弥さんや、ちょっとここは笑うとこでございます。竹田忍者京右さんなどおられまして、そこで話しさせていただきました。芸能界ではギタリスト。県立名張西高等学校では剣道をやりました。チャンカワイちゃん、ここもちょっと笑うとこですけども、だめですね。それで、DIR EN GREYのDie君と言ったら怒られますけども、Dieさん、お会いできまして、新しいアルバム、また聞きたいと思っておりますけども、またよろしく願いいたします。

そんなことはいいんですけども、本当に笑顔で閉校パーティーやっただけ報告させていただきたいと思っております。

次の「自然」からの声！に移りたいと思っております。

昨年10月22日、前野議員が質問で紹介いただきました、あの夜でございます

す。私と某県議会議員を含む4人は白子駅前で冠水に車ごととはまってしまう事態でございました。

一方、その以前から名張市消防団は、市民の要請や市消防本部の指示を受けまして、台風第21号が接近する中、土のう1000袋を積んで、県内では多くの被害をもたらす中で、名張市の被害は床下浸水17棟におさまったということなんです。名張市消防団は、平成30年2月8日、東海地域で唯一、水防功労者国土交通大臣表彰をいただきました。改めて、この御労苦に感謝申し上げたいと思います。

台風第21号におきまして、木津川、服部川では、運用開始以来、初めての四つの遊水地に越流するという事です。上野地区においては、約760戸の浸水被害を解消できたんだろうというふうに推定されます。その後、大量の漂流物が流されてきまして、昨年12月6日、10日の2日間で、約100名の地域の方々によって清掃されました。

川上ダムが完成してますと1.7メートル下がりますので、そういうことがなかったのではないかなと、一刻も早い完成が望まれるということを理解したところでございます。

一方、名張市においては、青蓮寺・室生・比奈知ダム、3つ連携していただきまして、1.3メートルの水位を下げて、家屋浸水被害約2200戸が回避できたということですが、今回は一部地域であふれたという結果でございます。

そこで、私は平成30年1月25日に国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所を訪問させていただき、木津川上流、名張川、宇陀川の治水事業について調査させていただきました。

(パネルを示す) パネルをごらんいただきたいと思います。

名張川における昭和28年の台風第13号、テスというんですね、昭和34年の伊勢湾台風、この二つの写真です。その後、(パネルを示す) 次のパネルで治水事業ですけども、昭和45年に青蓮寺ダム、49年に室生ダム、56年に名張川の改修工事に着手されてまして、平成11年に比奈知ダム、18年に名張川河

川防災ステーションが完成したという経緯でございます。

その後、平成21年に淀川水系河川整備計画が策定されたと伺ったところでございます。

その基準というのは、名張川においては昭和28年の9月の台風第13号だそうでございます、何と私が生まれたときなんです。同じ乙女座ですので、ほぼ一緒なんです。私は大変なときに生まれたのかなというふうに今改めて思ったところなんです。

これは個人的な話ですが、この管理をする国土交通省では、堤防を引いて川幅を広くしたり、河道掘削して水を流れやすくするという改修をすることとしてございまして、平成29年度補正予算で、名張市においては国から3億円補正予算が付きまして、お聞きすると早速、河床掘削をされるというふうに伺ったところでございます。

そこで、県としても国に対して一層の事業の促進を図るべきだと思うんです。御当局の御所見を伺えればと、このように思います。

(パネルを示す) ごらんいただきたいんです。これ、その整備計画の中身なんですけども、引き堤と書いてあるんですけども、これは大変なことですね。左側に書いてあるこの引き堤が、国道165号の黒田大橋から名張川左岸1キロメートル、その下流右岸は向きかえまして、県道奈良名張線の大屋戸橋までの2.2キロメートルと、このようになってございまして、これ大変な工事となりそうです。

今回、名張市のまちづくりと一体的にこのことをするというので、ワークショップ、計4回されました。自治協議会とか名張市行政とか関係者で計画されたんです。

これがこのワークショップの結果でございまして、(パネルを示す) 次のパネル、ごらんください。

親水空間とかいろんな引き堤によって、新たな空間ができるのではないかなど。また、交流拠点もつくられて、県道に挟まれ、国道に挟まれたこのところが、新たなステージができるのではないかなど、このように期待をする

ところでございまして、このワークショップに三重県は参加していただけないんです。

こうした中、様々なこの情報やノウハウ、ネットワークを有しています県としても、ぜひとも何らかの形でかかわっていただく必要があるのではないかなと、このようにも強くお願いをしておきたいと思います。

次に、都市緑化についてでございます。

さて、1月20日でございましたか、日本建築家協会、J I Aの主催の建築文化講演会というのがございまして出席させていただき、建築家の前田圭介氏のかかわった広島県福山市にあるアーケード街の再開発の成功例、(パネルを示す) こういうのがテーマであったんです。

ごらんいただきたいと思います。

これはアーケードあったんですけど、屋根とつばらっちゃいまして、ワイヤーで引いて雨がかかるんです。

しかし、にぎわいを取り戻そうということで緑化をしたんです。

見事、まちが再生したという成功例なんです。こういうことは三重県においても、みえ森と緑の県民税の見直しなど進められておりますけれども、川下に関しましても都市緑化を推進してはどうかいなど、このように思うんです。

さらに、三重県造園建設業協会とも意見交換させていただきました。都市緑化の推進、非常に必要だということでおっしゃってました。

そこで、みえ森と緑の県民税を活用した都市部の緑化推進について、御当局の御所見をお伺いします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長(岡村昌和) それでは、私のほうからは、みえ森と緑の県民税を活用した都市部等の緑化推進につきまして御答弁申し上げます。

平成26年4月から導入しましたみえ森と緑の県民税は、災害に強い森林づくり、そして県民全体で森林を支える社会づくり、この二つの基本方針とそれに伴う五つの対策に沿いまして、県と市町が役割分担をした中で効率的に

事業を進めているというところでございます。

都市部等の緑化推進につきましては、この県民税を活用いたしまして、県民全体で森林を支える社会づくりの対策の一つということで、森、川、海のつながりを意識した森林や緑、自然環境を守る活動支援や環境教育などとともに、森林や緑と親しむための環境整備として地域の身近な水や緑の環境づくりの取組を実施しているというところでございます。

例えば、これまでに、みえ森と緑の県民税の市町交付金を活用いたしまして、保育園や児童館の園庭の芝生化を子どもたちが参加して実施した取組でありますとか、小中学校などで環境教育とあわせて行う桜やツツジなどの植樹や緑化活動、また地域づくり協議会など、地域住民が参加して行う公園やコミュニティセンター周辺などでの植樹活動への支援などが実施されてまいりました。

このように、市町により創意工夫をした様々な取組が行われておりまして、みえ森と緑の県民税のより効果的な活用方法の検討を進めるとともに、今後も引き続き、市町と連携いたしまして都市部等の緑化など、森林や緑と親しむことができる環境整備を実施することによりまして、県民全体で森林を支える社会づくりが進むよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、私から名張川の国管理区間の整備促進の取組についてお答えをさせていただきます。

国土交通省が行っている名張川の河川改修事業は、治水安全度を向上させ、災害から名張市街地を守る重要な事業であると認識をしております。

事業の促進に向けた県の平成29年度の取組としては、知事が行う春と秋の提言・要望活動において、名張川の河川改修事業の促進を国土交通省などに要望いたしました。

また、事業促進に当たっては、国と県の連携が重要であることから、近畿

地方整備局と県で事業調整会議を設置しております。また、現場事務所での情報共有も重要であり、木津川上流河川事務所と伊賀建設事務所の間では、随時、意見交換会を行っております。

さらに、名張市においても、木津川上流直轄改修促進期成同盟会や近畿地方整備局との意見交換会などで、安全安心のために、引き堤や河道掘削の早期実施をお願いしているところでございます。

国においては地域の声を反映して、平成29年度に河道掘削を実施し、さらに先ほど議員からも御紹介がありましたように、補正予算も確保しておる状況でございます。

今後、様々な機会を捉え、地域の皆様の声を国に届けるとともに、事業の促進を強く要望していきたいと考えております。

〔44番 中森博文議員登壇〕

○44番（中森博文） ありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

造園建設業協会さんからも、もちろん都市緑化も含めてですけども、街路樹の剪定などもいろいろと御要望もいただいたんです。私の知る限りですけども、チェーンソーで枝を打ってしまうと何か寂しいなという気がしますので、やはりもっともっと木を生かしたというんですか、親しまれるような街路樹のあり方にしてほしいなど。本当は再質問したいんですけども、たびたび質問してますので、もう趣旨はわかっているものだと思いますので、よろしくお願ひ申し上げときたいと思います。

時間も押していますので、次に入りたいと思いますが、ここからは働く者の声でございます。

今、我が国では少子高齢化が進み、労働力不足が深刻な問題となり、政府は、いわゆる一億総活躍社会の実現に向け、働き方改革を位置づけ、国会においても議論されております。

人生100年時代。そして、女性、障がい者、高齢者など、あらゆる県民のワーク・ライフ・バランスの実現などの議論が進みつつあるわけでござい

す。

そこで、関係団体の皆様から働く者の声として質問させていただきます。

まず看護現場からの声でございますが、今年は診療報酬と介護報酬同時改定の年に当たります。

また、医療計画改定の初年度にも当たりまして、保健医療福祉のパラダイムシフト、革命的变化が起こっている中で、看護職の働き方改革も新たな段階に入ってきているのではないかなど。

地域医療包括ケアシステムの構築に当たり、あらゆる年齢、患者、場所において、看護師が医療と生活の両面で重要な役割を果たしていただけるような看護現場が求められております。

そこで、三重県看護連盟発行の「しろちどり」、絶滅危惧種、県の鳥ですけども、その書物を拝見し、看護現場での働く者の声を直接お伺いしたところでございます。

医療というと、治療を担う医師と同時に看護職員の役割は大きいと思うんです。看護職員の雰囲気病院や診療所の印象を決定づけるのではないかなど、私は思うんです。

看護職員の偏在を解消するために、不足している絶対量の確保は必要で、そのためにも県内の看護師等養成所の役割は大きいと考えています。

そのため、県は看護師等養成所の運営費を補助していただいております、看護行政予算の2分の1を超えると伺ってございます。厳しい現場の運営状況、御推察をされまして、さらなる支援をよろしく願いますところでございます。

また、夜勤のできる職員が少ない課題があるとお聞きしておりまして、実際に夜勤シフトを回そうとしますと、夜勤もできる看護職員が相対的に少ない上、昼間よりも少ない人員になるために、容態が急変された患者や、救急搬送されました患者への対応など、より責任も重く精神的、身体的負担の重いものとなっているということです。

夜勤手当は、全国平均よりも低位にあると伺っておりまして、夜勤の負担



と責任に見合うような待遇の改善が求められる。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。県だけではなく、病院の関係者にも聞いていただきたいと、こういう趣旨でございます。

さらに、医療現場だけではなく、介護現場など、看護職員が必要とされる現場はどんどん広がってございまして、医療ケアを必要とする子どもたちが安心して教育が受けられるような、必要とされる学校にも看護職員を配置していただきたいとお願ひするところでございます。

ところで、薬剤師も4年から6年、これ勉強期間、延びたんですね。看護師養成も修業年限を4年にしていこうと、こういう動きがございまして、医学の進歩と同時に、看護職員の果たす役割が大きく、よりよい人材を輩出されると期待するところでございます。

そこで、看護師の修業年限を4年にするための課題とその対策について、御所見をお伺ひします。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 看護師養成所における修業年限を4年にするための課題とその対策について御答弁申し上げます。

少子高齢化が進展していく中で、医療や介護が必要になっても住みなれた地域で生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムの構築が進められております。このような中、治療と生活の両面から支援することができる看護師への期待が高まるとともに、その期待に的確に対応できる質の高い看護師の養成が求められております。

看護師養成所の状況につきましては、3年課程の養成所は全国に554校、これ平成29年度の調査でございますが、そのうち修業年限を1年延長し、4年としている養成所は13校のみとなっております。

なお、県内には3年課程の看護師養成所は11校ございますけれども、修業年限を4年としているところはございません。

一方、看護師養成のための基礎教育につきましては、国が定めております履修時間、これは3000時間でございますが、あるいは修業年限3年以上とい

う、この規則は従前から変わりませんが、これからの看護師に求められる能力としまして、科目としては在宅看護論や、あるいは老年看護学等の新たな教育科目が増えているという状況から、3年間の修業年限では教育時間が不足してきているという状況となっております。

国のほうの動きでございますが、また、知事も構成員として参加いたしました厚生労働省の新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会が平成29年4月にまとめた報告書におきましては、看護師として共通して求められる知識や能力が培われるよう教育カリキュラムを拡充する必要があります、早急にその見直しを開始すべきであるとされているところでございます。

このような状況を踏まえ、県としましても修業年限を4年とすることについて検討する時期にあると考えておりますが、そのためには幾つかの課題に対応していく必要がございます。

修業年限を4年とする場合の課題といたしましては、1年長く修学することで看護学生の経済的負担が増えること、それから学生数の増加による教育施設の整備や教員の確保が必要となることが考えられます。また、修業年限の1年延長により卒業生が輩出されない年が生じるため、一時的な看護師不足の悪化も想定されます。

さらに3年間で看護師の資格を取得できることに魅力を感じている学生が、4年制の養成所を敬遠し学生が集まらないなどの影響も懸念されるということでございます。

これらの課題に対しましては、看護学生の経済的負担軽減につきましては、三重県看護師等修学資金貸付事業の拡充など、支援策を検討する必要があります。

また、教育施設の整備や教員確保につきましては、地域医療介護総合確保基金の活用など、財源を確保する必要があります。特に教員の確保については、現状においても教員が不足していることから、専任教員養成講習会の開催を拡大するなど、積極的な取組が必要となると考えております。

そして、これらの対策につきましては、各地域におけます看護師の需給状況や求められる専門性などの実情に配慮しながら、看護師養成所や関係団体と慎重に検討した上で進めていく必要があると考えております。

今後も引き続き、修業年限を4年にすることに係る国の動向を注視するとともに、県内の看護師養成所や関係団体と連携し、社会の要請に応えることのできる質の高い看護師を育成するため、看護教育の充実に向けた取組を検討してまいります。

以上でございます。

〔44番 中森博文議員登壇〕

○44番（中森博文） ありがとうございます。

看護の質の向上とおっしゃいましたね。本当に治療の効果を高めて、その看護の質の向上をするということは、非常に医療費の抑制にもつながるのかなというふうに思うんです。そのためには基礎教育の充実と質の向上というのは欠かせないように思います。看護行政というのは、医療政策の重要な柱であるということをお忘れずに取組を進められるよう、よろしく重ねてお願い申し上げたいと思います。

さて次に、建築現場からの声でございます。

昨年12月8日に平成30年度当初予算要求状況総括的質疑で質問させていただきました防火設備定期検査報告の件でございます、覚えていただいていますね。

消防法に規定する火災報知機とか消火栓とかいろいろあるんですけども、これは消防法で規定するんです。火災発生時に必要な消防設備というのは、報告したり点検していただいております。

今回言っていますのは、建築基準法に定められております防火設備でございます、防火戸、この区画を決めたり、防火シャッターで火災を遮る設備と言ったほうがわかりやすいかな。

これが法律改正で定期検査報告が必要となったんです。初回報告は平成31年5月31日までとなっております、心配しているのは私だけではないん

ではないかなと思うんですけれども、県内の対象建築物の棟数、検査技術者の数、検査体制はどのように把握されていますか。

三重県は、日本建築防災協会の防火設備定期検査業務基準というのがあるんですけども、民間の対象施設管理者に報告書を提出させるように、このようにしているかなというのもちょっと知らないもので教えていただきたい。法律が定めている期限までに大丈夫かなと、こういう見込みを御当局からの御所見をお伺いいたします。

次に、空家等対策の推進に関する特別措置法というのがございまして、この空き家につきましてもいろんな調査が進んでございまして、県内市町で進められております。これ調べますと、空き家バンクの仕組みをつくったり、移住促進などの活用に期待されまして、中古住宅の流通に必要なインスペクションというんですか、住宅診断というんですか、そういうのに役立ちまして、既存住宅状況調査とお聞きいただいております。

三重県としては、既存住宅状況調査技術者の指導、監督、または活用をどのような方針で進められているのかなと、こういう心配の声をいただいております。そういう声がございました。

あわせて、前回は申し上げたんですけども、この2月9日に新たに政府の地震調査委員会は、南海トラフでのマグニチュード8から9の大地震が今後30年に起きる確率というのが70%であったのが、70%から80%と上昇したんですね。

こういうような状況の中で、特に2次、3次の緊急輸送路・避難路沿いの建築物、住宅の耐震化に特化した施策を進める必要があるのではないかと考えるところです。

そこで、県の木造住宅の耐震化を耐震改修促進計画のとおりできるように、強く要望しておきたいと思います。たびたびこれは申し上げてますので。

次に、建築つながりで、声、たくさん聞いてますので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、省エネ法というんですけどありまして、これがちゃんとやったよというところは認定表示ができるんです。

心配なのは、設計で何ぼできてても省エネというのは断熱材とか、中ですのでちょっと見えないんですね。そういうのがきちっと設計書ではできているんですけど、現場できてるのかなというのがちょっと心配でございまして、できてますよという表示を認めるためには、確認することが必要なんです。穴あけて確認する方法もあるんでしょうけども、そうではなしに、住宅には中間検査制度というのがございまして、三重県、やってないんですけども、こういうのを活用したらどうかと、これ提案するんです。この御当局の御所見をお伺いいたします。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** 建築関係の御質問を2点いただきました。順にお答えをさせていただきます

まず、防火設備定期検査報告についてでございます。

三重県内にある建築物のうち、定期報告対象の防火設備が設置されている可能性があるものは約1600棟ございます。

防火設備の検査は、一級建築士、二級建築士と防火設備検査員の資格者が行うことと建築基準法で定められております。県内には、建築士事務所1176事務所に所属する一級、二級建築士に加え、防火設備検査員が121名と検査資格者は多数ございます。

防火シャッターの内部構造は専門性が高いことから、検査資格者の多くは専門技術者の協力を得ながら検査を行う必要があります。防火シャッターの専門技術者の数は、県内の大手シャッター業者に調査したところ、県内では数十人程度みえるということが推定されました。

また、建築物の所有者等への定期報告の提出時期を調査したところ、提出時期は分散傾向にあることが確認できました。

これらのことから検査が可能な体制は整っていると考えております。

なお、防火設備定期報告の検査体制を充実させるため、建築関係団体が開催する講習会に県から講師を派遣などし、技術者の養成にも取り組んでいきたいと考えております。

次に、防火設備定期検査業務基準に基づく提出についてでございます。

定期報告が必要となった建築物の所有者等に文書により、防火設備定期検査業務基準の周知を行っております。これに加え、建築基準法による定期報告の講習会でも周知を行っております。これらの取組により、定期報告はこの基準に基づいて報告がされております。

そして、期限までの報告書の提出ができるかということでございますが、所有者等への調査に対し、現時点で約4割の回答がございます。その約8割が平成30年12月までに提出をする予定ということであり、報告期限までに提出ができることを確認しております。

二つ目の質問でございます建築物の省エネ基準への適合条件への確認についてお答えをさせていただきます。

建築物の省エネ基準への適合については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律により、平成29年4月1日から、床面積が2000平方メートル以上の大規模な非住宅建築物を対象に義務化されました。省エネ基準への適合状況については、建築基準法に基づく建築確認や検査において審査、検査を行っています。

現在、省エネ基準が適用される大規模な非住宅建築物に対し、省エネ基準に係る部分の中間検査までは建築基準法では義務化されておりません。このことから、工事完了時の検査において、省エネ基準工事監理報告書の提出を求め、省エネ基準に適合した施工状況を適切に確認していきたいと考えております。

いずれにしましても新たに定められた基準であることから、その手続や施工に関する情報を建築主や工事施工者に十分に周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔44番 中森博文議員登壇〕

○44番（中森博文） 御答弁ありがとうございました。

今日の昼から防火設備の定期検査の勉強会、講習会が予定されてございま

して、定員30名でしたかね、うち行政職は18名と聞いているんですね。そうすると、県の職員が何人行ってくれるかわかりませんが、定員がまだちょっと残っているふうに聞いてございましたので、昼からですのでまだ間に合いますので、お昼にお声かけていただいたら。これ、県の後援になっていきますので、よろしく願いいたします。

ほかにも建築現場から声をいただきました。いつもお世話になっております一般社団法人三重県ビルメンテナンス協会からも働く者の声を直接、人件費が上がってましていろいろな、人手不足とか人材育成などの声もいただきました。

そして、先日、議長に視察いただきました三重県建設労働組合の定期大会、これもいろんな声をいただきまして、人件費の適切な積算や入札契約制度の改善を求めるようなお話もいただきました。この後、前田剛志議員が質問されますので、委ねるということとしておきたいと思います。

最後に、「ふるさと」からの声！ということで、本当は伊賀米、コシヒカリ特Aになったと、こういう話をしたかったんですけども、話がどんどん膨れますので、無事に特Aになりました。魚沼産コシヒカリには申しわけないけども、三重の伊賀米コシヒカリのほうが特Aに戻りました。喜んでくださいね。また、そういうことでございます。これ声ですので、言うとなかなかなので。

それで、地元の道路の推進が非常にあるんですけども、南北関係は伊賀の関係で、名神名阪連絡道の早期実現。これは前回言わせてもらいまして、今回は木津議員に委ねました。こういうのを何というかというと、気遣いというんですね。そういうことです。ありがとうございました。

そういうことで、国道422号が完成しました。いよいよ次は国道368号の出番です。これは誰の言葉でしょう。わかりませんか。ヒント、某代議士の声でございました。

そんなことでございまして、国道368号の4車線化は非常に重要な路線で、たびたび質問させていただきました。パネルをごらんください。

(パネルを示す) これは名張市内の某交差点、奥に緑の色が見えてますかね。これ近鉄の上なんです。ここ4車線化工事、進んでおります。

それから、次、これですね。

(パネルを示す) その下へ行ってきました。これが近鉄のところです。駅の近くの4車線化進めております。この緑の架設桁が未明、今朝、1時から4時の間にこれが左へ伸びまして、近鉄の上に今朝、終了しました。確認してきました。

そういう進捗でございますが、この進捗について質問させていただきたい、御所見をお伺いしたいと思います。

2月6日にあったんですけども、私ども、台湾に出張しておりまして、なかなか出られなかったんですが、県道上野名張線というのがございまして、沿道地域の方々、伊賀市神戸地区とか、きじが台地区、名張市の美旗地区の各団体が一体となって構成していただきました、主要地方道上野名張線バイパス道路建設促進期成同盟会というのが発足しました。

これは伊賀庁舎から名張市へのアクセス道路なんです。当時から必要なことは決まっております、起点終点は供用開始しているんですね。真ん中の1キロメートルが事業着手さえしてないんです。

ここはやはり期成同盟会ができるはずなんです。やはり最後の1キロメートル、こういうのをラストスパートというんですね。そこで、この問題についてもラストスパートの県土整備部長にも御所見をお伺いしたいと。よろしくお願いします。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長(水谷優兆)** それでは、伊賀管内の2車線道路の整備についてお答えをさせていただきます。

国道368号は、名阪国道上野インターチェンジから名張市内の国道165号までの約14.2キロメートル区間の4車線化に取り組んでおります。

伊賀市内では、約1キロメートルの道路改良とあわせて、木津川にかかる大内橋の下部工工事を進めておるところでございます。



名張市内では本年度、先ほどスライドでもお示しいただいたように、桔梗が丘跨線橋の上部工工事の発注を全て完了いたしました。上部工工事の完了後、切れ目なく道路工事を進められるよう準備を進め、里交差点から桔梗が丘駅口交差点までの早期供用に取り組んでいきたいと考えております。

次に、県道上野名張線は、国道422号と名張市を連絡する道路であり、約2.3キロメートルのバイパス整備に取り組んでおります。

このうち、国道422号から約930メートルを平成30年2月9日に完成供用したところでございます。

残る区間のうち、約1キロメートル区間に用地取得に課題があることが判明をいたしました。このため、ルートの見直しも含めた検討を行い、早期完成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔44番 中森博文議員登壇〕

○44番（中森博文） ラストスパート、よろしく願いいたします。御答弁、ありがとうございました。

貴重な残りの時間を大事に使いたいと思ってございまして、最後に、必ずこれを上げていかないと私もちょっとおさまりませんので。（パネルを示す）これは要望するんですけれども、第二名阪道路ルートというのをたびたび提言させていただきました。詳しく説明する時間が毎回ないんです。また、次回に期待をしていただきたいんですけれども、大和伊勢道というのを私が期待をするところございまして、この伊勢と大和を結ぶ高規格道路、4車線もいいんですけれども、既に奈良県側は京奈和道路の南北が工事が進んでおりまして、あと中和幹線というのがございますし、桜井市のほうは高架道路できております。榛原まで来ればいいのになと。これは奈良県のほうにお願いしているんですけれども、三重県側も何らかのアクションがあれば、また名阪国道との連携があれば、より関西との連携が深まるのではないかなと、このようにこういう構想を持ちながら地域の声を代弁させていただいているところなんです。

残り1分になると、これでそろそろ終演というか、まとめに入らなくてはいけませんけれども、昨年、三重県ホッケー協会の芳野議員にお越しいただきまして、名張市の陸上競技場の、先ほどお話しいただきましたホッケー場が1面できたというお話ですね。これが竣工記念行事がございまして、試合前にホッケーの手ほどきをいただきまして、あれ、結構当たらないんですね。幾らやっても、とまっているボール、ゴルフでも当たらないときあるぐらい、ホッケーのボール、なかなか当たらない。これをいかに工夫すれば当たるようになるのかなというふうに相当私もやってみたんですけども、なかなか難しいということがよくわかりました。

そこで、開会式に誰かがこんな場所で一句を言えと言われたんです。やむなしに、一句よりもやはりもうあきられていると後ろのほうからも言われてますので、一工夫せえよということで、ちょっと工夫したんです。

「オッケー、ホッケー、当たるもホッケー、名張はホッケー！」と、こういうことでまとめたいんですが、これ堂々と言うたんですけど、結構これ、キャッチコピーで使われるかなと思うんですけども、名張では、ホッケーの町、名張ということで。

そんなことで予定の時間が参りました。御清聴、まことにありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（舟橋裕幸） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

---

午後1時0分開議

開

議

○副議長（水谷 隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質

## 問

○副議長（水谷 隆） 県政に対する質問を継続いたします。38番 前田剛志議員。

〔38番 前田剛志議員登壇・拍手〕

○38番（前田剛志） 議長のお許しをいただきましたので、今年度の一般質問の最後のトリを務めさせていただきます。新政みえの前田でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

昼過ぎというお疲れの時間帯ではございますが、当面の県政の諸課題について、これまでの質問にできるだけ重複しないように議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、昨年度に引き続き私事で大変恐縮でございますが、実は昨日が私の58回目の誕生日でございました。（拍手）

ありがとうございます。還暦も間近に近づいてまいりましたが、今日元気に一般質問をさせていただけることに感謝を申し上げ、早々質問に入らせていただきたいと思います。

それでは、まず最初に、三重とこわか国体の成功に向けてお伺いしたいと思っております。

先般開催された平昌冬期オリンピックにおきましては、日本が過去最多の13個のメダルを獲得し、日本を代表する選手の活躍とこれまでの日々努力してみえたことや、精神力の強さ、チームワークのよさ等、多くの感動と勇気を与えていただけたところであります。

先ほど中森議員の答弁にも知事のほうから多々ございましたが、三重県におきましても、今年の夏に開催される全国高等学校総合体育大会、インターハイや、平成33年に開催予定の三重とこわか国体や、三重とこわか大会等、スポーツのビッグイベントがめじろ押しでございます。

とりわけ、三重とこわか国体・三重とこわか大会も、今年に開催が正式決定され、平成33年の開催に向けて、いよいよ本格的な準備がスタートする年となってまいりました。

県の推進体制も、4月からスポーツ推進局から国体・全国障害者スポーツ大会局に名称を変更し、職員も16名増員され、67名の体制に強化された中で、開・閉会式典の検討や宿泊施設の確保等準備が本格化されていくところであります。

そこで1点目は、昼食や宿泊等の多くの諸準備については、サミットのせっかく経験をしていただいたのであれば、サミットの経験を生かした方式を取り入れてやっつけてはどうかと思いますとともに、県内外への広報活動、まだまだ正式決定してないということもあり、十分ではない状況かと思えます。これから充実に向けて取り組んでいかなければいけないと考えますが、開催準備に向けた取組状況と方針についてお聞かせをいただきたいと思えます。

次に、2点目は天皇杯、皇后杯獲得への取組についてお尋ねをいたします。

優勝を目標に、三重県競技力向上対策基本方針に基づき、各分野において鋭意努力されているところではありますが、今年度開催された愛媛国体の結果からは非常に厳しい状況ではないかと思っております。

午前中の中森議員への知事の答弁でも、少年種別の強化対策として、チームみえ・コーチアカデミーセンター事業により、一流の指導者の養成を目指していく、あるいは成年種別の対策においては、トップアスリートの獲得に向け、スカウティングを強化し、県内企業や行政への就職支援を加速させ、チームみえの力を結集し、危機感を持って天皇杯、皇后杯獲得を目指していくという答弁でございました。

そして、現状の状況について少し触れさせていただきたいと思えます。

(パネルを示す) これは平成24年第67回から平成29年第72回の国体における天皇杯の順位の推移であります。これが一番最近の平成29年の開催であります。一番左が平成24年ということで順次、第67回の岐阜大会から第72回の愛媛大会までの順位でございます。

三重県におきましては、三重県のカラーである緑色でマーキングをさせていただきました。昨年度の順位を見ていただいておりますように27位、総

合点数が909点という状況であります。見ていただいて、ごらんのように、平均より少し下で3年間、安定した取組が三重県の状況であります。

そして、二つ目に開催県がどういう順位で経過しておるかというのを、少しごらんをいただければと思います。

今年度の開催の愛媛県、黄色でマーキングをさせていただきました。きれいに順調よく第67回大会から右肩上がりでは上がってきたにもかかわらず、残念ながら東京に負けて2位という結果でございました。その前年度の岩手県もそうでございますが、少し乱高下はございますが、東京に敗れ2位、その前の年に至っては和歌山県が優勝されたというところであります。

このことから東京の点数を見ていただいておわかりのように、2535点という得点をとってみえまして、御案内のように、東京オリンピックに向けて選手が集まってきて、過去開催県がずっと優勝してきたんですが、開催県以外の2連覇を東京が果たされたという状況でございます。

(パネルを示す) そしてもう一枚、これが皇后杯の順位でございます。

これにつきましても、同じ第67回から第72回までの開催経過であります。三重県においては、総合よりもさらに低い順位を皇后杯についてはとっているという状況であります。

ごらんのように、開催県に至ってもずっと東京が優勝され、開催県も努力はしているんですが、2位しか確保ができないというのが正直なところであります。総合点数においても、東京が1282点という得票で、三重県が495点でございますので、2.6倍の得票をとらないことには皇后杯の優勝がないというのは、このことを見ていただいても御理解いただけたと思います。

このような大変厳しい状況であることから、やはり優勝を目指して取り組んでいくのであれば、午前中の答弁にもありましたように、即戦力であるトップアスリートの多くの方の獲得が必須であり、現状はこの春の採用を含めても約30人の就職が確保されたという状況だと聞き及んでいます。総合優勝を達成するためには大幅な増員が、トップアスリートの確保の増員が必要であると考えますが、何名程度の獲得が総合優勝のために必要で、また獲得

に向けた県職員あるいは教職員、市町職員、民間企業等の協力も当然必要ですが、具体的な採用計画、あるいはスカウト体制の強化についても必要と考えますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔村木輝行地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） それでは、2点につきまして御質問いただきましたので、順次お答えを申し上げたいと思います。

まず1点目でございますが、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備ということでございます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備につきましては、スムーズな大会運営ができるよう、市町や競技団体等と連携、協力し、広報、宿泊や輸送・交通対策、競技役員等の養成など様々な取組を進めているところでございます。

質問がございました広報につきましては、県民力を結集した大会とするため、多くの県民の方に、する、みる、支えるといった様々なかかわりを持っていただきたいと考えており、まずは県民の皆さんに国体に関心を持っていただくことが重要であると考えております。

このため、現在122名の登録をいただいております広報ボランティアの皆さんとともに、市町の祭りやスポーツイベント等、様々な機会を利用してPR活動を行っているところでございます。

また、公募により選定いたしましたイメージソングを、吹奏楽など様々なバージョンに編曲するとともに、それに合わせたダンスを制作をしております。今月17日には、鈴鹿市内の大型ショッピングセンターにおきまして、歌唱者の野田愛実さんをお迎えするとともに、鈴鹿高校のストリートダンス部の協力を得まして、これら歌、ダンスのお披露目することとしておるところでございます。

国体は、三重の魅力を全国に発信する機会であることから、県外においても、東京や大阪の県人会のほか、愛媛県の国体開会式や福井県での国体開催300日前イベントなどに、マスコットキャラクターのとこまるが出向いて

PRを行っています。

今後も、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催を周知し、関心を持っていただけるよう、あらゆる機会を活用し広報に注力してまいりたいと思います。

続きまして、宿泊の確保等でございますが、三重とこわか国体には、県外から選手、監督、役員等多くの方々の来県が見込まれております。このため、県では、会場地市町等と連携しながら、宿泊施設の確保に取り組んでいます。

これまで国体を開催してきた多くの県では、宿泊予約等、様々な業務を的確かつ効率的に処理するため、県と会場地市町が合同で設置しました宿泊予約センターにおいて宿泊情報を一元的に管理し、一括で宿泊業務を行っている、そういった状況でございます。

本県におきましても、国体に参加する方々がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、今後、会場地市町とともに、宿泊業務の具体的な実施方法について検討を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

今年夏には、三重とこわか国体の開催が正式決定されることから、平成30年度は様々な準備を本格化させ、国体の成功に向け市町や競技団体と連携し、着実に準備を進めてまいります。

続きまして、2点目でございますが、天皇杯、皇后杯獲得への取組のうち、トップアスリートの確保等についてでございます。

三重とこわか国体で天皇杯、皇后杯を獲得するためには、成年選手、少年選手の育成、強化をバランスよく進める必要があります。

そのような中、成年選手については県内外のトップアスリートを県内に定着させるため、県内企業への就職支援や教員及び県職員への採用など、取組を進めているところでございます。

県内企業への就職支援につきましては、公益財団法人三重県体育協会が受け入れ企業の確保を行い、競技団体と県が大学や実業団で活躍するトップアスリートのスカウティングを担当しておるところでございます。

これまで150社を超える県内企業等から求人登録を得たところでございま

す。これまでの就職者数の累計は、平成30年4月採用内定者を含めて36名となっております。

三重とこわか国体での天皇杯、皇后杯獲得には、現時点で200名を超えるトップアスリートの県内定着が必要であると、こういった分析しておりますので、今後より多くのトップアスリートを獲得するため、競技団体の強み弱みを分析して、戦略的に取組を進めていくとともに、御協力いただいた受け入れ企業等の魅力を発信し、関係者とともにスカウティングを強化し、トップアスリートと企業のマッチングを進めてまいりたいと、このように思っておりますのでございます。

以上でございます。

〔38番 前田剛志議員登壇〕

○38番（前田剛志） 御答弁をいただきました。ちょっと整理をさせていただきたいと思います。

まずは、準備に向けた取組ですが、今年から正式決定するというので、いろんな内容をお願いをしたいと思っておりますし、またPRについても県内もそうですけど、県外に向けてせっかく三重県をPRできるチャンスでありますので、いろいろな企画も考えていただけたらと思います。

そして、トップアスリートの採用計画について、民間企業の中で150を超える多くの企業が採用の協力の意志を言っていたという力強い御答弁もいただいたところであります。

残りの県の職員でどれぐらい、あるいは教職員でどれぐらい、そして市町の職員、教職員で何人ぐらい確保の予定というのか、総合優勝するにはしていかなければいけないのか、民間企業のバランスも含めながら、まずはお聞かせいただけたらと思いますが。

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） まず、県職員につきましては、この平成30年4月に採用を今2名を予定しております、順次、毎年採用に向けた取組をしていきたいというふうに思っております。

また、教職員につきましても、今年、2名を採用の予定をいただいております。



ますので、県職員、教職員、そして市町には、これからいろいろとお願いをしていくことになろうかと思うんですが、こういったのも含めますと、やはり相当数は要るのかなと思っておりますが、現時点でそこで何名かというところまでは、我々としても正確な数字を今申し上げるような段階ではございませんけども、そこでも市町にも御協力いただくことを考えますと、相当な人数になるのかなと、こんなふうを考えておるところでございます。

〔38番 前田剛志議員登壇〕

○38番（前田剛志） 具体的な数字が御報告いただけないということでございますので、当然調整もしていただかなければいけないですし、これからの取組というものの、あと3年しかないんですね。平成30年はもう決まっていますから、31年、32年、当年の33年、3カ年の中で200人を超える採用を民間企業と行政が協力してやっていくということは、とてつもなく大変な、マッチングも含めながら大変なことだと思いますので、私としては、腹づもりの中でどれぐらいの枠組みを計画をして、どういう種目で、どういう選手を獲得を目指していくのかということ、やはり採用計画的なものをオープンにしていたかなくて結構ですので、ある程度、事務局ベース、あるいは市町との間の中で、そういう採用計画みたいなものをおつくりをいただいた中で、戦略的に取り組んでいかないことには、非常にスカウト体制もそうですが、もっと充実してかないことには難しいのかなと感じておるところでございます。

そして、ややもすると、開催県だけが優勝して、次年度から順位が下がっていく。だから、その年だけのジブシー選手と呼ばれておるんですが、総合優勝するための点数稼ぎの選手を1年間各県がお願いをしておるという実態があるのかな、順位からいくと、そういう危惧もしておるところであります。非常に財政も厳しい中で、知事も午前中の答弁の中で、予算3億4000万円、141%、前年対比で獲得してという答弁もございましたが、知事査定で1.2億円削られておるとい非常に厳しい状況の中で、やはり吉田沙保里さんの御両親みたいに他県から以前の三重国体に来ていただいて、三重県で定

着をして指導者としてオリンピックで優勝できるような選手を育てていただく、やっぱりそういう形につながらないことには、費用対効果じゃないんですけど、せっかく国体を開いて総合優勝しても、日替わり選手がいるんでは意味がないのかなと、そのことを危惧しておるところであります。非常に予算的にも厳しい状況の中で、きっと答弁いただけないと思いますが、夏から寄付金等々、基金の募集をスタートされると聞いております。サミットのような金額は行かないと思いますが、どれぐらいの寄附金をあてにしとると言ったら怒られますが、予想してみえるのか、あるいは先ほど言いましたジブシー的な選手について、私は基本、採用すべきでない、そこまでお金をかけて総合優勝する必要もないのかなというふうに思っておりますので、その点のお考えについて2点お聞かせください。

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） まず、寄附の話でございますけれども、これにつきましては平成30年の夏に国体の正式決定がされますので、それをされた後に寄附の概要等を準備委員会等で御議論をいただいて、この中で決めていくということになりますので、この夏にはそういったことを準備委員会等で御議論いただくということでございます。

そして、もう1点の選手が定着をというふうなことでございますが、当然我々といたしましても、お願いしておる企業さんにもそうですけども、一時的に選手をお願いするのではなくて、やはり就職という形でお願いをしておるといこともございますので、長く県内にとどまっていたら、国体後もしっかりと三重のスポーツにかかわっていただくと、そういうことを目指していきたいと思っておりますので、決して一時的にというふうなことは考えていないということでございます。

〔38番 前田剛志議員登壇〕

○38番（前田剛志） 心強い御答弁をありがとうございました。ぜひとも将来の三重県のスポーツ選手の人材育成につながるようなチャンスにさせていただきたいと思っておりますし、せっかくお金をかけてスカウトしてきていただくのなら、そういう人材をより多く確保いただく、そのことを強くお願いを申し上げ

げ、次の項に入らせていただきたいと思います。

2項目につきましては、観光戦略の充実についてお伺いしたいと思います。

先ほど来、お話ししましたように、県内開催の大規模なスポーツ大会が数多く計画されておる状況でございます。今月の16日から22日までの間で、伊勢市の県営サンアリーナで開催されるボッチャのアジア・オセアニア国際大会が8カ国から約40人の選手が出場して、日本で初めて開催される所でございます。

今朝の新聞によると、開催主催者として3000人のスペースがあるので、ぜひとも会場いっぱいの方が応援に来ていただきたいというメッセージも見せていただきましたが、まずそういったボッチャの国際大会を皮切りに、7月には、先ほど御紹介しましたインターハイの開催で、約36万人の方が三重県を訪れていただける予定でございます。

そして、平成32年には全国中学校体育大会が開催予定でございますし、約7000人の役員と選手の方、あるいはその関係の保護者や観光客等々が訪れていただける見込みでございます。

さらに、平成33年の先ほど議論させていただいた国民体育大会においては入込見込みとして約82万人の方が三重県の方も含めてですが、三重県を訪れていただける予定でございますし、全国障害者スポーツ大会におきましても約9万人の方が、三重県の方も含めて、訪れていただける予定でございます。

というように多くの方がスポーツ交流を中心に、三重県を訪れていただく予定でもありますし、他にも、スポーツ以外にも多くの大規模な大会もポストサミットの取組も初め、訪れていただく予定でございますが、少しでも三重県のよさを知っていただくとともに、体感をいただき、またその方がリピーターとなっていただけるようなおもてなしの心での対応が肝要ではないかと考えておるところでございます。

そのためにも、サミットのレガシーを生かして、おもてなしの心で、部局間の連携を密にさせていただくとともに、宿泊市町や関係団体とも連携をとつ

ていただいて、参加対象者への事前PRや旅行エージェンシーへのPR等を実施すべきではないかと考えますが、大規模大会参加者への県内観光への誘客戦略についてお聞かせをいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） インターハイや国体などの大規模大会での誘客戦略ということであります。

今年7月に開幕するインターハイの選手や大会関係者、家族を含め本県における参加者は約36万人、また2021年の三重とこわか国体は約82万人、三重とこわか大会は約8万8000人の参加者を見込んでいます。

このように、全国からお越しいただく多くの方々に、三重の魅力を知っていただく絶好の機会となりますので、伊勢志摩サミットの経験も生かし、オール三重で、県内周遊の促進に取り組んでまいります。

まず、目前に控えたインターハイで、大会前と大会中に、どのような観光情報を、どのタイミングで提供すればよいかをしっかりと見極めながら発信していくことが重要であると考えています。

大会前の発信としまして、選手をはじめ大会関係者がまず情報を入手するインターハイ公式ホームページで、昨年4月から既に会場周辺の観光スポットや地元でしか味わえないグルメなどの紹介を行っています。

今後、出場者、出場団体が決定する時期、6月ごろに合わせまして、公益社団法人三重県観光連盟のホームページにおいて、高校生がお勧めするモデルコースなどの特集ページを作成し、インターハイのホームページと相互リンクさせ、三重県で競技だけでなく、観光地や食を楽しむ計画づくりに役立てていただきます。

次に、大会中の発信です。民間調査機関の調査によると、若い世代では、旅行先での立ち寄り先や行きたいお店の情報を調べる際、スマートフォンの利用が最も多いとの結果が出ています。また、三重県観光連盟のスマホサイトは、今年1月、公益社団法人日本観光振興協会が発表した都道府県公式観光サイト閲覧者数で3位となり、高い評価を得ています。

この三重県観光連盟のスマホサイトを活用し、地元高校生イチ押しスポットやスイーツを紹介するなど、旅ナカコンテンツの充実を図っていきます。

また、総合開会式が開催される伊勢市においては、競技会場隣接地での物産販売のほか、周辺の観光施設等で利用できるクーポンの配布などを検討していますので、こうした各地域での市町と連携した取組をまとめて広く発信していきます。

さらに、交通事業者と連携して、駅に設置する総合案内所において、高校生が運営スタッフとして従事し、会場案内や地元の魅力を伝えていくといった活動を通して、地域から、大会はもとより観光も盛り上げていきたいと考えています。

このように、インターハイを通じて本県へお越しいただく方々に、三重の観光を存分に楽しみ、満足してお帰りいただくことによって、三重の魅力を発信していただけるよう、また、再来訪していただけるよう、オール三重での情報発信や誘客の取組を展開していきます。さらに、その成果を三重とこわか国体・三重とこわか大会をはじめとした大規模イベントに生かしてまいります。

[38番 前田剛志議員登壇]

○38番（前田剛志） 観光戦略についてお答えをいただいたところでございます。

私が提案をさせていただこうかなと思っていたことも御答弁いただきましたので、まさにそのとおりだと思っております。モデルコース的な案内、私もインターネットで三重の観光のホームページを調べていて知らなかったことがありまして、高田本山の専修寺については本会議の代表質問でもございましたので、PRも何かしていただけたらなという要望もさせていただきたいと思えますし、私、知らなかったのが三重県のパワースポットで勝負の神様ってあるんですね。鳥羽市のいちべ神社という、三重県のホームページから見たんですけど、勝負の神様というのがございまして、ホテルの中にあるという非常にレアなんですけども、こういうのも非常におもしろいなと。ス

スポーツ選手ですから非常に興味を持ってもらえるし、ちょっと遠いのが玉に瑕ですけども、そういういろんな案内をホームページ、スマホでしていただくことが一番肝要だと思いますし、物産についても会場に対応いただくというところでございますので、ぜひともまたホームページだけじゃなくて紙ベースのものでも少し、観光パンフレットまでいかなくても、若者を中心にした観光パンフレットのダイジェスト版、そういったものをおつくりいただいて、事前に参加者が決まったら、選手が決まったらそちらの事務局のほうへお送りするとか、そういう工夫も大事ではないかなと思いますし、また開催中においてもいろいろと地域の情報を食事、津でいけばウナギが非常に名所でございますので、ウナギのうまっぷというウナギのお店のマップもつくっておりますので、そういったものを受付のところへ置いていただいてPRをするとか、あるいは地域の高田本山等々の観光名所等の案内をどこかに置いたたくとか、そういうことも織りまぜていただく中でお取り組みをいただきたいと思いますし、お土産ものについてもぜひともお願いしたいんですが、物産協会もあるので、物産協会とも連携をとっていただきながら、取組を強化していただければと思いますので、御要望させていただきます。

次に、3項目は、新三重県建設産業活性化プランの充実についてお尋ねをさせていただきます。

建設業につきましては、皆さん、御案内のとおり、社会資本の整備、維持修繕とともに、災害時の対応を担っておるところであります。建設企業の経営環境は非常に厳しい状況であり、建設業の活性化が実感できることを目指して、新三重県建設産業活性化プランを策定され、取組をしていただいております。この冊子でございます。（冊子を示す）

このプランの中に、大規模災害時の対応の体制維持についても目指しているということで掲げられており、大規模災害発生後に迅速に復旧・復興作業に対応するために、地域の核となる建設企業が入札に参加する機会を確保し、地域を支える建設企業を育成するという項もございます。

現状で、災害協定を締結しているのは、三重県建設業協会だけでございま

す。今の建設業協会への加入率におきましても、県内の登録されておるA・Bランクの中で建設業協会への加入率は三重県全体で68%という状況であります。低い地域におきましては伊賀市で53%、四日市市で54%、津市におきましても56%という状況でございます。

(パネルを示す) これが現在の三重県における災害協定を結んでいただいております、言いかえれば建設業協会に加入している平成28年度時点の分布図でございます。

問題は、この赤色ですよ。赤色が点々とあるんですが、これが枠組みの下に具体的な市町が出ております。平成28年度の時点で、9の市町村、旧の市町村の名前も出ておるんですが、協会に加入しているA・Bランクの建設企業がない地域が旧の市町村で9ございます。災害対応時の空白地、よそから応援に行かなければいけないという地域が9市町あるという状況でございます。

まずは、このことから、建設業協会未加入のA・Bランク企業、災害時の対応に協力してもいいよという企業の意思がある企業においては、事前に登録をすることによって、地区の県民局や建設業協会の判断によって協力要請を行い、大規模災害時対応を充実していくべきと考えますが、御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

そして、2点目は公契約条例の導入に向けてお尋ねをいたします。

公契約条例の制定を求める質問につきましては、過去に平成23、24、25、26年と何度も質問されておるところでございますが、答弁に至りましては、残念ながら、毎回「国や他県の動向などを注視して研究していく」とのことでもございました。今回は建設産業活性化プランの視点からお尋ねをさせていただきたいと思っておりますので、ぜひとも前向きな御答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず、おさらいではないんですが、現状確認をさせていただきたいと思っております。

(パネルを示す) これは建設業従事者数の推移でございます。

平成7年にピークでトータル、これ累計してないんですが、これは私の資料じゃなくて、建設産業活性化プランの中の資料を引用させていただいております。平成7年がピークで、トータル9万1969人という状況でございます。そして、平成22年が、本当は27年に国勢調査結果が出ておるので、少し22年から微減と、少し減っておるという状況でございますので、22年の数字で今日は説明をさせていただきます。トータルが6万5030人ということで、ピークの平成7年に比べて30%、日本全国の中で建設従事者が減っておるというのが1点目であります。

そして、2点目が高齢化が進んでおると。この色分けが上から年齢で60歳以上、50から59歳云々という、一番下が15歳から19歳なんですが、もうこの枠が一番下はないぐらいの状況で、608人というのが15歳から19歳の数であります。

御案内のように、この上二つで2万9345人、ほとんど50歳以上の年齢の方が45%を何と占めておるという状況であります。

そして、下の29歳まで、この二つですね。15歳から29歳までの年齢の方が7419人という状況で、11%しか全体の比率の中でいないという状況でございます。このことから御理解いただけるように、若者が従業員として建設業関係に従事しない、あるいは高齢者の方が今後、定年を迎えた中でだんだん減少していくという高齢化の状態であるとともに若い方が非常に少ないですから非常に技術の承継も難しい状況になっているというのが現状であります。

それともにもう一つ、（パネルを示す）今度は賃金のほうでございます。

これも建設産業活性化プランの中の抜粋でございます。県の発注いただいている公共工事の労務単価が左です。労務単価と実際の現場でどれぐらいの労務者に、建設技術者に、労働者に支払っているかという調査結果であります。

これにつきましても、国において非常に危機感を持ちながら公共工事の設計、労務単価については、今年もまた2.8%の引き上げが図られておりまして、7年連続で引き上げが図られておるところでございます。ここの数字に



はないんですが、平成29年の伸び率として平成24年対比で39.3%を労務単価として伸びておる状況であります。

それと比べ、こちらの実際に支払われておる聞き取り調査の数字によると、101.7%、100.7%という状況で、平成29年の最近のデータによると、大工で1万5641円、103.5%、そして左官業で1万4584円、104.2%という状況でございます。労務単価の引き上げに比べ、実際の支払いがまだまだ国は7年連続引き上げているにもかかわらず三重県の実態として引き上がっていない。さらには、現状が幾ら支払われておるのか、三重県において、このことが把握できていないというのは、私は一番大きな課題だと思っております。認識は持っていただいても、現状把握ができていなければ、どういう手を打っていけばいいのかというのが、打つ手がわからない、そのことが一番の私は課題だと思っております。

そのことから、建設業界を活性化していくためには、人材の確保は必要不可欠であります。中でも若い従事者の参入を促すためには、休日の確保や安定した賃金の支給が肝要で、建設産業活性化プランにおける下請企業の利潤確保対策としての取組状況や、技能労働者の賃金調査等の、調査施行することとさせていただきますので、29年度の施行結果をお聞かせいただきたいと思っております。

また、公契約条例につきましては、御案内のように、岩手県、山形県、長野県、愛知県、岐阜県、奈良県の6県や、38の市や区で既に導入されている状況であります。県内においても、四日市市が既に運用されているとともに、津市におきましても、この4月からスタートをさせていただく予定でございます。

平成26年の田中議員への知事答弁では、「今後も他県における具体的な取組方針等や条例制定による効果、課題の検証の結果を見る必要があると考えており、引き続き国及び他県の動向などを注視し、研究してまいります」との答弁でありました。

まずは、長年にわたり、平成23年から調査研究を積み重ねてきていただい

た調査研究結果と、それと前回26年に御答弁いただいた全庁的な部局間を横断した全庁的な研究結果についてお聞かせをいただきたいと思います。御答弁よろしく申し上げます。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** 建設産業活性化に関連して2点御質問いただきましたので、順にお答えをさせていただきます。

初めに災害協定についてお答えをさせていただきます。

地震や台風などにより広域的な大規模災害が発生した場合、県土整備部には、早期の救助、救援活動のため道路等の社会基盤の応急復旧が求められております。

この災害対応を迅速に実施するためには、建設企業による支援が不可欠でございます。

そのため、土木、建築等の建設関係団体と災害協定を締結しております。応急復旧を確実に実施するためには、複数の三重県内の土木系団体との締結が望ましいものと考えております。

そこで、迅速かつ自主的に災害対応できる組織、体制を継続的、安定的に保持している相手方との災害協定の締結に向けた検討を進めているところでございます。

次に、新三重県建設産業活性化プランの取組と公契約条例についてお答えをさせていただきます。

平成26年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律において、適正な額での下請契約の締結及び労働者の賃金その他労働条件の改善が法の基本理念に追加されました。本県では、法改正の趣旨を踏まえ、平成29年4月、先ほど議員からも御紹介がありました。新三重県建設産業活性化プランを策定し、このプランに基づき、下請企業も含む建設企業の適正な利潤を確保するための取組を進めているところでございます。

本年度は、県発注工事の低入札調査基準価格、最低制限価格の算定方法を見直し、ダンピング受注対策の強化に取り組んでおるところです。

それに加えて、労働者の就労環境の改善のため、県発注工事に従事する下請企業も含めた全ての建設企業に社会保険等への加入を義務づけをしております。

また、下請契約の回数制限、総合評価方式適用下限価格の引き下げを、平成30年6月から実施したいと考えております。

また、限定的な数ではございますが、今年度調査した結果、先ほど議員からも御指摘がありましたように、設計労務単価と賃金とにギャップがあることを確認しておりますところから、特に低価格で契約した工事では、労働者の賃金が低く抑えられるおそれがあることから、低入札価格調査において、下請企業を含む工事全体の労務費を一定の割合以上確保していない場合、落札者としめないような仕組みづくりに来年度から着手したいと考えております。

いわゆる公契約条例の主な理念には、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の整備などがあり、公共工事においては、新三重県建設産業活性化プランの取組を進めていくことが、公契約条例の主な理念を達成することにもつながると考えております。

なお、いわゆる公契約条例は公共工事だけでなく、物件の調達など県が締結する幅広い契約などが対象となることから、先ほど御紹介のありましたように、雇用経済部、出納局とともに調査、研究を行っているところでございます。

現時点において、公契約条例を制定している都道府県は5県であり、その目的は、公契約に従事する労働者等の適正な労働条件の確保、契約の相手方が社会的責任を果たす取組の促進などがあることを確認しております。

今後は、他県の条例制定による企業経営に及ぼす影響や、受注者の事務負担などの状況を調査、研究するとともに、引き続き、国、他県の動向などを注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔38番 前田剛志議員登壇〕

○38番（前田剛志） 相も変わらない御答弁だったのかなと思います。少し議

論させていただきます。

まず、大規模災害時の対応ですけど、建設業協会だけの対応でいかれるということですか。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 私どもといたしましては、その災害対応を確実にするためには、県内の土木系の複数の団体と協定を結ぶことが望ましいと考えておりまして、今、それに向けた準備を進めているところでございます。

〔38番 前田剛志議員登壇〕

○**38番（前田剛志）** 複数の団体というのはどういうことですか。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 現在締結をしております三重県建設業協会以外の団体も適切な団体があれば、そことも締結を進めていきたいと考えておるところです。

〔38番 前田剛志議員登壇〕

○**38番（前田剛志）** 私が提案させていただいているのは、団体ではないんですけど、A・B登録企業の中で災害があったときに協力をしたいという企業があっても、県としては協力要請をしないということですか。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 地震とか大規模災害が発生した際には、その情報収集自体が困難になったりとか、様々な状況が起こってきます。そのような状況の中で、正確に現場の状況が把握できない中で、個別の企業に何を依頼すればいいのかという判断が困難な状況にもなると思っています。

一刻を争うそのような事態で、効率的、効果的な応急対応を進めていくためには、やっぱり一定の組織力、技術力、実行力を持った団体と協定を結んでいくことが適切ではないかと考えております。

〔38番 前田剛志議員登壇〕

○**38番（前田剛志）** これ以上、議論しとっても平行線ですので、私が提案しているのは、あくまで参加意思がある企業を事前に登録しといて、大規模災害があったときには面でやられますので、地域で対応が必要であれば三重県建設業協会の団体の判断、あるいは地域の県の組織の判断で三重県建設業協会の傘下の中で指示、命令系統で動かれたら私はいいのではないかと提

案をさせていただいております。答弁いただいても多分難しいと思いますので、もう要望に。

答弁されますか、はい、どうぞ。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 建設業協会に参加することなく、今議員から御提案のあったような活動、取組でありますとか、建設業協会が取り組んでいる様々訓練等に積極的に参加していただけるような企業等がございましたら、今議員が言われましたように、協会員ではなくても、その協会の災害対応の体制の中に入って活動していただけることが確認できるのであれば、そういう体制を組み入れることが可能かどうかについて建設業協会とも検討していきたいと思っております。

〔38番 前田剛志議員登壇〕

○**38番（前田剛志）** ぜひともいいことですので、そういう企業がなければ全然いいですが、あとは指揮命令系統、災害時の対応という部分の中で、そういう前向きな調整もいただければと思います。

そして、公契約条例ですが、あんまり前に進んでないのかなというところでは。現状として、労務単価が上がっているのに、支払い金額が上がっているのが非常に低いということは御認識いただけてますか。

○**県土整備部長（水谷優兆）** はい。今年度、その点について調査をいたしました。

ただ、あまりたくさんの方の調査はできませんでしたが、我々がやった限られた数の調査でしたが、そのような現象というか、そういうことが発生していることについては確認をし、それに対しての対策が必要であるということについて、我々も考えておりますし、建設業界についてもそのような認識を持っていただいておりますのでございます。

〔38番 前田剛志議員登壇〕

○**38番（前田剛志）** 余り時間がないので知事の御見解をお聞かせいただきたいと思いますが、新三重県建設産業活性化プランで対応していくという答弁だったんですが、やはり活性化プランでは無理だと思います。ある程度改善

はされても、全国的に非常に厳しい状況の中で、労務単価の、43.3%の引き上げに対して数%しか追従していない。それを上げていこうと思ったときに、今の取組の状況では改善はされないのかなと思っております。

いろいろ研究もしていただいておりますところではあるんですが、日本弁護士連合会からも各地域団体、行政のほうに導入すべきではないか、今ある最善の手法として公契約条例がいいのではないかという話も、意見書も出ておりますし、効果の検証という部分の中では、多摩市がいろいろな事業所にアンケートの実施もしていただいております。多くの事業者が理解を示していただき、労働者の賃金確保だけじゃなくて、しいては雇用の拡大につながっていく企業のダンピングが防止できる、あるいは地元の優良企業が育成できて、地域の経済活性化につながっていく、そういう好循環が生んでいるというアンケート結果も出ております。ぜひとも、前向きに三重県としても、四日市市が導入していく中で、三重県として改善できる方法がほかにあればそれで結構ですが、ないのであれば私は導入すべきだと思いますが、知事の御見解をお聞かせください。

○知事（鈴木英敬） 賃金を含む労働者の皆さんの公正な労働条件というのを確保するというは大変重要です。それをどう実現するのかというときに、品確法の話、それから議員は建設産業活性化プランでは無理だと断言されましたけれども、建設産業活性化プラン、それから先ほど水谷県土整備部長のほうから答弁させていただいたような、下請企業も含めて労務費を一定割合確保してないところは落札者としなないというような取組など、様々な取組などをやって、それがどう効果が出るか。

一方で、条例を制定したら本当にその賃金が上がっているかというのは、先ほど水谷県土整備部長が最後に答弁したのはそこでありまして、他県の条例において企業経営にどういう影響を及ぼしているかというところの研究はまだできておりませんので、そこをしっかりと研究していかなければならない、そういうふうな認識であります。

〔38番 前田剛志議員登壇〕

○38番（前田剛志） もう時間がありませんので、次の項に行かせていただきますが、ぜひともまずは県として改善策がないのなら挑戦をしていただきたいな、そして本当は最低価格の設定を事業者と労働者と国の考え方も含めながら調整をして、設定していかなければいけないんですが、まずとりあえず姿勢だけでも導入をした中で検討を進めていく。

津市においては、5年間の中でそういう最低価格の金額を設定していくというスタートをとられておるところでもあります。ぜひとも小さく産んで大きく育てていただける条例にしていいただければと思いますので、御要望をさせていただきます、最後の項目に移らせていただきます。

最後に県立一志病院の目指すべき姿についてお尋ねをしたいと思います。

時間がないので少しはしよらせていただきたいと思います。

一志病院におきましては、一志病院の運営形態について検討していくということで、住民にとって最適な地域包括ケアシステムを津市、県の適切な役割のもとに構築することを目的に、津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関する検討会を設置し、4回検討されたところであります。

この中で最終的にはいろいろな合意がなされてきたところでありますが、三重県として、総合診療医の育成拠点として充実させていく、あるいはプライマリ・ケアを担う医療・介護人材の育成を進めていくということの中で、一志病院のある白山・美杉地域において、保健、医療、福祉の連携に係る実践モデルを構築し、県内各地域への普及、展開を図ることなどが具体的な取組として上げられているところであります。

津市としても、白山・美杉地域における実効性ある地域包括ケアシステムの構築、あるいは地域医療の充実に向けて積極的な関与を進めるために、今後、津市が検討していく取組事業として12項目を掲げられ、地域包括支援センターの設置や認知症初期集中支援チームの設置等の枠組みが提案されたところであります。

そこで1点目は、この取組が、合意事項が実現していったとして、県立一

志病院が地域においてどのような役割を担う病院になっているのか、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

また、県と市の役割分担について、検討会の内容を端的に整理させていただくなら、地域包括ケアシステムの構築を進めるのは津市で、県が先ほども言いましたように医療関係者の人材不足を補うために、三重大学と連携した一志病院を拠点とした地域医療を実践できる総合診療医を育成していくというのが考え方ではないかと思えます。

一志病院におきましては、地域医療の現場でもありますし、検討会のまとめにもありますように、第5章のめざすべき姿に向けた各主体の取組方向にも「地域医療における県と津市の役割分担について、検討・協議を続けていきます」とあるように、一番大切な地域医療のあり方について、これから三重県と津市はどんな役割分担をして、どんな協力をして、充実に努めていくのか、お考えをあわせてお聞かせいただきたいと思います。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 検討会の結果を受けて、県立一志病院の今後についての御質問でございます。

検討会におきましては、津市白山・美杉地域の在宅医療・介護の提供体制の構築に向けまして、地域医療の確保における県と市の役割分担について検討を行いました。地域住民の健康を守るための地域医療は、ほかの市町と同様に住民に身近な行政である津市に責任があり、県全体の医療体制の充実につなげるための総合診療医等の医療人材の育成は、県に責任があることを合意したところでございます。

こうしたことから県は、第7次三重県医療計画におきまして、総合診療医等の育成を施策として位置づけ、引き続き、一志病院を拠点として総合診療医やプライマリ・ケアを実践できる看護師等を育成し、県内各地の地域医療を支援していきたいと考えております。

今回の検討会を契機といたしまして、県と津市、三重大学がより一層連携を密にして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。



なお、運営形態につきましては、県と市の役割分担を踏まえ、連携した取組を進める中で、地域医療に責任を持つ津市と継続して協議してまいります。以上でございます。

〔長谷川耕一病院事業庁長登壇〕

○病院事業庁長（長谷川耕一） では、検討会で津市から提案のあった取組についての進め方について御質問いただきました。御答弁申し上げます。

津市から、地域包括ケアシステムの構築並びに地域医療の充実に向け、積極的な関与を進めるために、平成30年度から専任職員2名の派遣を検討するとともに、地域包括支援センターや訪問看護ステーションの設置など12項目の取組の検討が示されました。

病院事業庁といたしましては、この地域住民の方々の方が今後も安心して最後まで暮らし続けることができるよう、津市との連携を一層強化し、これまでの取組をさらに充実していく必要があると考えています。特に、県立一志病院が実施している訪問診療・訪問看護などの在宅療養支援は、件数が年々増加しているとともに、今後も白山・美杉地域における在宅療養支援のニーズは増加することが見込まれることから、早期にこの地域における体制を整備していく必要があります。

津市が示された具体的な取組を早期に実現するために、津市と県の職員で構成する実務者会議を設置すべく準備を進めているところであり、検討会で合意された県と市の役割分担を踏まえ、この会議で協議を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔38番 前田剛志議員登壇〕

○38番（前田剛志） 時間がありませんので、最後に要望だけ申し上げたいと思います。

役割分担なり今後の進め方なり御答弁をいただいたところではありますが、平成22年に県立病院改革に関する基本方針、あり方の答申が出ています。民間へ移譲するということで出ておったわけではありますが、それを断念すると

ということであるならば、8年前から状況もかなり、県立一志病院の状況も変わってきておるし、ニーズも変わってきておるのではないかという状況の中で、あるいは広域性についても、一山越えれば伊賀市、名張市でもあるという状況からも、県立志摩病院との地域性も考慮した中で、今一度、原点に立ち返った中で平成22年の病院事業、一志病院のあり方の検討をするべきではないかと御指摘を申し上げ、私の質問を終えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 以上で県政に対する質問を終了いたします。

## 質 疑

○副議長（水谷 隆） 日程第2、議案第81号から議案第118号まで並びに議提議案第1号を一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。30番 服部富男議員。

〔30番 服部富男議員登壇・拍手〕

○30番（服部富男） 議長のお許しをいただきましたので、議提議案第1号に関する質疑を反対の立場で質問させていただきます。

非常に難しい立場でございまして、後ろ向きに目があれば後ろのほうにお話をさせていただきなきゃいけないんですが、議員の先生方、5名が今回、議提議案第1号を出されました。

平成26年の5月の16日に、この3年と10カ月前、この議場において定数更正の問題に定数減に対して委員長報告をされ、そして本会議場におきまして採択をされました。ちょうど3年と10カ月たつと、また新たな方向性が出てくるのかな、こういう議会でいいのかな、非常に私は残念に思うところでございます。館委員長のもと、そして今、副議長であられる水谷副委員長ののもと、定数45を決定し、出席者が49名、表決者、議長を除いて48名、賛成が41名、反対が7名。その反対の中でもすぐやるべきだ、1年前倒しにしないですぐやりなさいという方がお二人みえました。実際に私たちが1票の重みを持って挙手をした、賛成をした、そういった中で我々の議会がつくっていつ

た45の定数は是正の問題、条例化されたものは非常に重たいんだというものを3年10カ月たつと忘れる方がみえる。非常に残念なことであります。

当然、今現在、平成27年の5月1日に施行されて、今現在は45名が定員であります。今日は47名が出席をしておりますけど、改めてそういった協議の場が生まれた。5人議案提出者がいれば何でもできる、何でも変えられる、そういったことが本当に行われていいのかな、非常に残念な思いであります。私たちが当然、我が会派の中でも本当に9期、そして8期やられた重鎮の議員の先生方、私個人的には非常にかわいがっていただいた、御指導いただいた先生方でありまして、個人的なしがらみというものは捨てさせていただいて、県議会議員一人として今日はここに立たせていただきました。

そんな中で5名の方が提案説明をされました。その中での質問に入らせていただきたいと思います。

その中で、この提案説明の中なんですけど、本県において急速な人口減少は南部地域に集中しておりますということで、実際に市町が南部地域、そのうち12市町が南部地域であるということであり、一人当たりの総所得など南北格差が続いており、南部地域への取組は今さら、今まさに正念場を迎えていますということを表現されました。

ちょうど4年前です。館委員長がこの本会議において、その中で中山間地域や県南部地域の選挙区については、過疎、高齢化、防災等の課題がある、これら地域の特殊性を考慮して定数削減を行わず据え置いており、以前はですね、平成12年3月には据え置いているんです。ですが、やはり今回はそういった意味で新たな我々の力で一票の格差の是正、総定数、選挙区のあり方等々を検討していく必要がある中で、県議会は定数が減ったとしてもやはり三重県全体で我々個人が、私は三重郡選挙区でありますけども、三重県全体を考えていこうじゃないか、定数が減ったとしても、その地域にいろんな課題があれば、県議会議員一人ひとりが協力をし合ってよくしていこうじゃないか、そのために身を切っていただきたい、こういった思いで私は正副委員長は定数6減を、削減を決断をされたんじゃないか、このように思っており

ます。

そんな中で、今回出された提案説明の中で南北格差、当然総所得に対して南北格差が起きている、そして過疎化が始まっている、こういった問題を解決しなきゃいけないからもう一度定数51に戻してください、戻さなきゃいけないというのがこの説明であります。平成12年、もう18年前からずっと2議席のまま、南部地域は何も定数は是正をされていない。お一人、お二人という地域もあろうかと思います。我々県議会議員が1人、2人、3人、4人、5人増えたところで過疎化はとまるんでしょうか。そして、南北所得格差は縮まるのでしょうか。18年たってもどんどんと人口減少はとめることができない。我々はやはり自分の地域、自分の選挙区以外の三重県全体で物事を考えていかなきゃいけない、こういうふうな気持ちで我々はやってかなきゃいけないんだ、断腸の思いで前回、実際に平成26年3月に断腸の思いで私は賛成したんだという方がお二人みえました。私も今、断腸の思いでここに立たせていただいております。そんな安売りをすべきじゃない。ころころと3年10カ月たてば、ああ、もう一回私は定数51に戻したい、総所得が差が縮まらないのは議員の定数が少ないからですか、多いからですか、これを私は西場信行議員に説明を願いたいと思います。

この次に特別委員会の問題であります。ちょうど私、今年度、三谷委員長のもと、副委員長をさせていただきました。そして、2月に委員長報告をさせていただきました。そんな中で、選挙制度において何が優先されるべきか、政治家としての信条、信念等が委員会討議において鋭く対立をしたと、そのためにも今回はこの委員会を、委員会として合意を得ることはできない、困難と判断をされたわけでございまして、県議会議員選挙における定数、選挙区についての議論に終止符を打つことを、まさに断腸の思いで提案をされたわけでございます。採決をとらないでやっていいのですかという今回の議提議案第1号でございますが、そういった思いで出されたんでしょう。

ですが、我々もその副委員長として三谷委員長と二人で話をさせていただきました、最終。そんな中で、いろんなことを言うことはありません。プラ

イベートのこともあろうかと思えます。

ですが、平成26年、3年10カ月前に堂々と定数45に対して賛成をされた方、私たち自民党の方にもみえます。反対をされた方はみえます。ですが、新政みえのここにおられる皆さんが全員が賛成をされたわけでございます。数というのは本当に恐ろしいもんです。4年もたてば考え方が変わるのか、そういったちょうど中村進一議員、2年の議長をされました、私は尊敬もさせていただいてました。4年前に賛成をしたんです。そして、我々も委員長報告にも断腸の思いで出された三谷委員長、正副委員長の案に対しても賛成をした、そういった方が今まさに定数51に戻すことの議案説明、提案をされた、そういった政治家としての信念、信条というものがどう移り変わってきたかを質問させていただきたいと思えます。

時間ありません。申しわけありません。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） ただいまの服部議員の議案質疑に御指名をいただきました。お答えをさせてもらいたいと思えます。

南北格差でありますけれども、提案のときにも言いましたように、人口減少、そして県民の総所得のところを特に強調してお話しさせていただきました。

29市町の中で納税義務者一人当たりの総所得でありますけれども、下位の10市町は南部に集中しております。上位は服部議員の地元の町でもありますけれども、その最上位と最下位では総所得に68%の差があります。特に上位のところは350万円を筆頭にあるんですが、下位のところはそれの110万円低い240万円、50万円、こういう差がある。

〔「時間がありませんので。金額的なことを聞いているわけではありません」と呼ぶ者あり〕

○49番（西場信行） あなたが求めたんだから、私、答弁してるの。

それで、そういう所得の差が大きいだけに、このことというのは、このまま放置できない。それから、人口格差についても、今、言われたとおり、消滅可能性自治体が14市町のうちの12市町あるわけでありまして。

こういう中で県の役割とは何かということを改めて考えたときに、県の役割が市町の取組の補完、そして支援、または市町を越える広域的な取組を市町と連携のもとに推進しなくてはならない、ここに県の役割があります。平成11年、12年に地方分権推進法が決まり施行されました。その中で国の機関委任事務は全部おりてきました。

そういう中で、その流れを汲んで今度は県の仕事を市町村に事務委譲しております。今、県はその流れの中で受け皿のしっかりしておる北勢にはそれぞれ市町にウエートがかかっています。南部のほうは、県の補完事務というのは格段に増えてきております。

こういう中でも南北の状況を考える、また南の現実を考えたときに、我々はこの南部地域と、そして県行政、政策をつなぐこの橋渡しとしての地元議員の数と力を一定確保する必要がある、そういう中で我々は今回の提案をしております。それは地域代表としての議員の確保、調整について、その検討を現状の定数51から進めるということが必要だということで提案をしております。よろしくをお願いします。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 服部議員の質問にお答えをいたします。

我々、5人が今回提案したのは、まさに今回e-モニター、そして意見募集で合わせて3076名の声がありました。これにきちっと応えていくことが議員としての役割、その思いでありますし、そのことが議会の原点である、そう信じたから、今、お話ありました、南部の皆さんの思いを受けて、今回の提案をさせていただいています。どうかよろしくお願ひいたします。

〔30番 服部富男議員登壇〕

○30番（服部富男） ありがとうございます。

今回の意見募集、e-モニターというものは真逆の賛成、反対というものが45人賛成、そして51人賛成、真逆の現象が起きているということだけは皆さん、御理解をいただきたいと思ひます。以上です。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 34番 今井智広議員。

[34番 今井智広議員登壇・拍手]

○34番（今井智広） 議長のお許しをいただきましたので、議提議案第1号に関する質疑を私もさせていただきたいと思います。

執行部を見ながら質問というのも何か不思議な気分でございますが、本当は質問させていただきたいのは、中村進一議員に私は御答弁を願いたいと思います。

やはり先ほどもありましたけども、前回の45のときに賛成をさせていただいたときに、特にやはり新政みえのほうから賛成の討論をしていただく中で、一票の格差の是正が大事であると、そのように強く訴えられて45という定数が決まったと、そのように私も思っておりますので、その上で平成27、28年と議長を2年間務められて議会運営をさせていただいた中村進一議員に聞かせていただきます。

先ほど来、ありましたように、前回の45の定数を決めた条例、議決する際、本当にそれぞれの議員は相当の覚悟を持って採決に臨まれたと思います。私も非常に人口減少が進み、高齢化が進む地域で生まれ育ち、そこが出身地であります。そういった地域の人の声を本当に大切にしないといけないと、その思いは誰にも負けないというぐらい自負を持ちながら、議会人として、議員として仕事をさせていただいております。

しかし、一方でやはり民主主義の根幹にかかわる一票の格差の是正ということも、とても重要であるということで前回現行条例に決定になったわけでございます。

ですので、議決の責任の重みというのを私自身も本当に感じておる一人でございます。

その上で、あんまり長くなってもいけませんので、まず1点目に、この45で前回決定し、平成27年4月の選挙は31年の選挙ではもう議席を減らしますよということの周知を県民の皆さんにして、27年の選挙が行われました。でありますので、立候補を御検討いただいた方には、一定の、いや、もっと大きな条件、制限を与えてしまったと思うんです。それが全ての原因とは言い

ませんけども、無投票の選挙区、今回対象となつとる選挙区で、選挙なかったところがあったとか、あったところがなくなったというのを両方足してになりますけども、平成23年のときは3選挙区が無投票だったんですが、平成27年は5選挙区に増えておるんですね。だから、この条例が全てとは言いませんけど、ある一定、我々が条例を可決して決めたということは、県民に対して大きな制限を、また県議会の意思を示したものであると思いますので、その議決責任に対してどのようにお考えになるのかというのを聞かせていただきたいと思います。

そして、もう一つは、特にその意味においては、対象選挙区以外の、今回対象となる選挙区以外の北勢であるとか中勢であるとか名張、伊賀の地域になってようかと思えますけども、そこの県民の皆さん、この議場における議員ではなくて、県民の皆さんに説明がつくのか、理解が得られるとお考えか、そのあたりをまず聞かせていただきたいと思います。

次に、附帯事項のことについて聞かせていただきたいと思います。

先ほど服部議員のほうからもありました選挙区以外の議員もしっかりと南部の皆さん、また今回定数が削減になると言われた、そういった地域の皆さんの声を聞いていこうということで、館委員長のもと、委員長報告の中で附帯事項の中に、「県議会議員は各選挙区から選出されますが、それぞれの選挙区が抱える様々な課題に対しては、当該選挙区選出議員はもちろんのこと、全ての議員が県の課題であることを十分に認識し、自身の資質の向上を図り、三重県議会議員として自覚と責任を持って対応していくこと」と、僕、このことはすごく大事に思っております。定数は減りますけども、県議会として、また各議員がしっかりと、そういった地域の課題を我が地域の課題と思って、県議会議員として、広域行政を担う県議会議員としてしっかりとその地域の課題解決にも取り組んでいくんだという強い意思を私は示したと、そのように思っておりますが、今回、中村進一議員もこの議案の提出者のお一人となっております。

平成27年、28年、議長をされてまいりました。31年の選挙に向かって議会



運営を担っていただいたわけでございますけども、ここの部分について、何か取り組んだけどもできなかったのか、できなかったと判断されたんだろうと私はそのように思わざるを得ません。この対象となっている選挙区以外の議員がこの地域の課題を十分にしっかりと認識して、自身の資質の向上を図ろうということで、委員長の報告の中で書いてもらい、苦渋の決断を前回したわけですけども、これをまた改正を出してこられたということは、各議員がそういったことをできていない、また今後もできないと、そのように判断をされておるのかどうか、それをお聞かせをいただきたいと思います。

特に、今回の3月5日の議案提出から採決日、3月22日まで本当に短い時間しかございません。前回もパブリックコメントをさせていただいた上で、それで45という条例を決定したわけでございます。今回もそれよりも多数をいただいたとは言うものの、前回も本当に減らしてもらいたくないという大きな声もたくさんいただいたと思います。今回ほどではないにしても、本当に強い思い届けていただいた、パブリックコメントという形で届けていただいた、それをわかった上で現行条例に決定したということがありますので、そのあたりのところで、この附帯決議の二つ目、これが私は45にするための条件であったと、そのように思っておりますので、この二つ目のことについても、附帯事項についての考えをお聞かせをいただきたいと思います。

最後にもう1点だけ。やはり議会経費のことは言わないといけないと思います。

知事や総務部長の顔も見えますので、やはり議会にとっても経費を削減する、執行部に財源確保とか経費の削減というのを求めとるわけです。やっぱり議会としても、しっかりそれはやっていかないといけません。定数の問題と議会経費の問題、別というのはもうよくよくわかっておりますけども、今回45から51に定数を増やす、そういった議案を提出されたわけ、条例案を提出されたわけでございます。6人で単純に計算をしても、やはり1年間で1億数千万円の経費が多くなることになります。本来であれば平成31年4月から議会経費というものがそれだけ削減されていたものが増加する形になりま

す。現行条例から見ると。約1億数千万円。4年間で6人で5億円前後の経費が必要になります。これは報酬、そして政務活動費、また委員会等の県外視察、県内視察等の経費、これらでございますが、5億円もの4年間で経費が増えてしまうということがありますので、問題は別とはいえ、今回の条例案とは切っても切れない、そういった関係にあるものだと、この議会経費については思っております。

そこについて、中村進一議員、個人的にも結構でありますので、そこに対してどういう思いがあるのか、それを聞かせてください。51にもしなった場合には、全議員の報酬を減らすのか政務活動費を半額にするのか、もしお考えがあれば、聞かせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

[41番 中村進一議員登壇]

○41番（中村進一） 今井議員の三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例を改正する必要性について、その中で何点か御質問をいただきました。

議決責任の部分でありますけども、まず我々議員、先ほど服部議員にもお答えをさせてもらったんですが、その補強をさせていただきます。

我々議員というのは、まず原点が住民の思いをどうこの議場で反映をさせていくか、生かしていくかということだというふうに思っております。そういった時点からいきますと、まさに今回、多くの、パブリックコメントというお話ありましたけれども、私自身はパブリックコメントを超える、3000人を超える声があった、これはいろんな声ですけども、そのことに対してきちっと議会がお答えをしていく、そのことが大事ななというふうに思っております。

それから、今井議員、本当に平素から御党は弱い者の立場といたしますか、三重県、私自身も本当に弱い立場、平和の部分で頑張っておられるということを十分承知をしておりますが、今回、私どもがずっと主張してきておりますのは、先ほど西場議員のほうからも説明ありましたように、南部地域、いろんなところ、ありますけれども、南部地域のやっぱり厳しい状況、これを

何とかしようという思いがあります。そしてまた、先般の議案聴取会のときも、本当に1月の数字が出ました。ああ、こんなに減ったのか、これを何とかしていくのが我々大事な議員の役割ではないかということそのとき思わせていただきました。

そのためには、やっぱりその厳しいところからさらに6人も削っていくことについて、前回は一票の格差に集中して私どもはそのことを考えてやりましたけれども、やはり地域間格差といいますか、地域の事情というのをきちっとやるべきだというふうな思いで、今回とらまえさせていただいているところでございます。

議会のといいますか、国のほうでも、いろんな情報が私ども今回勉強させていただきました。本当に弱い立場からということで、実は平成25年11月4日の衆議院で公職選挙法改正に関する特別委員会がありました。このときに、公明党の大口善徳議員が格差が1対3程度生じるということは、一票の格差是正については地域的なまとまりを勘案した選挙区の設定や、地域代表の確保という行政の均衡を図りながら考えていかなきゃならないと思いますと、答弁していただいております。私もまさにそのとおりでというふうに思いますし、我々議員の責任というのはそこにあるんじゃないかというふうに思います。

そして、あの東紀州の大水害のときに、本当にあの広いところを東紀州の議員の皆さん方が随分走り回ってやっていただきましたあの姿、忘れられません。そしてまた、鳥羽の離島の問題なんかも鳥羽の議員、中村欣一郎鳥羽市長も頑張っていただいております。そういったことを今、思い浮かべながら今回の提案というふうになっております。

そして、議会経費のお話がありました。私は全国で一人当たりの議員の数といいますか、抱えている数につきましては、三重県は51人ですと一人当たりで3万5604人、21位なんです。三重県の議員の数は真ん中よりちょっと少ないめなんです。そこでこんなに厳しい県南部を抱えている我々が県南部から6人削る、このことにつきまして私自身は前は賛成しましたが、

一票の格差というよりか、地域事情についてきちっとやっていきたいと思えます。

先般3倍という話が出ましたが、実は平成25年の国勢調査に基づいてやるということでございますので、次の選挙につきましても3倍にはいつてないということを明確に申し上げ、そしてぜひともこの条例に対しまして皆様方の賛同を得られますように、よろしくお願いを申し上げます。

〔「報酬がないよ」と呼ぶ者あり〕

○41番（中村進一） 皆さん方から報酬の話がありました。このことにつきましては、別途、別の舞台でしっかりと議論をしていくことが大事だというふうに思います。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） 御答弁をいただきました。

期待しとった答え、期待してない答え、いろいろまざっておったんですけども、15分程度ということなんで、別に15分と決められとるわけじゃないと思います。議案質疑。少し感想も含めて述べさせていただきます。

まず一つ目に言われた多くの意見を寄せていただいた、そこにしっかり答えていくのが議員の仕事とである。それはそれでもう当然のことではありますが、先ほど申し上げたように、前回もパブリックコメントで数は今回ほどは多くないですけども、本当に鳥羽の方々を中心に本当に強い思いを届けていただきました。それらを全て勘案した上で45人、中村進一議員をはじめ貴党派は全てが賛成をされ、議会の中でも多くの賛成、大多数で前回が議決されたので、じゃ、数が多ければ勘案して、数が少なければ勘案しないんですかということになります。これは今回の選挙区の問題と一緒にことになりますので、そこはちょっと意見として言わせてもらいたいと思います。

二つ目に言われた南部地域の厳しい状況を何とかということですか。それに対してただ単に議員を増やすという考えにすぐ至るのではなくて、私自身はこれまで以上に議会として市町と、さらに議会同士が連携を深める、また各市町の意見を議会としても吸い上げる、そういった機会を持つ、また現場

で県議会をさらに活性化させる、そういったことで議会として、また選挙区以外の議員もその地域の課題をしっかりと勉強し、そしてその課題の解決のために、いろんな提案ができると思いますので、ただ単に議員を増やすだけという、その考えにはちょっと賛同はできないと、そのように思います。

経費のことでは、全国に比べてと言いましたけども、これ、全国と僕、比べるものじゃないと、そもそもそのように思っております。三重県の現在の財政状況ややはり三重県議会が全国の議会改革推進県として進んできた、その中でこの今回でありますので、経費が全国の平均より少ないのでいいとか、そういった問題ではないということと、最後の議員報酬について御答弁がなかったのが別の舞台でとおっしゃられましたが、私個人でもいいのと言ったんですけども、その御答弁もなかったのを残念だと、そのように思いながら議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 以上で、議案第81号から議案第118号まで並びに議提議案第1号に関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○副議長（水谷 隆） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第81号から議案第118号まで並びに議提議案第1号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水谷 隆） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

議 案 付 託 表
-----------

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
118	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について
議提1	三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

戦略企画雇用経済常任委員会

議案番号	件 名
117	調停の合意について

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件 名
98	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
97	三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例案
100	三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
101	三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
102	三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

103	三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
104	三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
105	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
106	三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
107	三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
108	三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
109	三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
110	三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
111	三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
112	三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
113	三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
114	旅館業法施行条例等の一部を改正する条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件名
81	平成29年度三重県一般会計補正予算（第10号）
82	平成29年度三重県債管理特別会計補正予算（第3号）
83	平成29年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

8 4	平成 2 9 年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第 3 号）
8 5	平成 2 9 年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第 4 号）
8 6	平成 2 9 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第 2 号）
8 7	平成 2 9 年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
8 8	平成 2 9 年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
8 9	平成 2 9 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
9 0	平成 2 9 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第 2 号）
9 1	平成 2 9 年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
9 2	平成 2 9 年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
9 3	平成 2 9 年度三重県水道事業会計補正予算（第 4 号）
9 4	平成 2 9 年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第 4 号）
9 5	平成 2 9 年度三重県電気事業会計補正予算（第 4 号）
9 6	平成 2 9 年度三重県病院事業会計補正予算（第 4 号）
9 9	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
1 1 5	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
1 1 6	土木関係建設事業に対する市町の負担について

○副議長（水谷 隆） これをもって本日の日程は終了いたしました。



## 休 会

○副議長（水谷 隆） お諮りいたします。明8日から21日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水谷 隆） 御異議なしと認め、明8日から21日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

3月22日は、定刻より本会議を開きます。

## 散 会

○副議長（水谷 隆） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時37分散会